



福岡医発第 121 号 (地)

平成 31 年 4 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

2019 年 10 月 介護報酬改定に関する告示のご案内について

拝啓 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年10月1日施行の消費税率引き上げへの対応及び新たな処遇改善に関する報酬改定に関する告示につきましては、3月28日に官報公布された旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたので、ご連絡申し上げます。

なお、関連する通知等につきましては、今後発出予定とのことですので、随時、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「令和元年(2019年)10月 介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載されます。必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「介護報酬改定に関する情報＜令和元年（2019年）10月＞」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/31kaitei/index.html>

敬具

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

日医発第14号（介1）
平成31年4月1日

都道府県医師会 会長 殿

日本医師会 会長
横 倉 義 武

2019年10月 介護報酬改定に関する告示のご案内について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日施行の、消費税率引き上げへの対応及び新たな処遇改善に関する報酬改定に関する告示につきましては、3月28日に官報公布されましたのでご送付申し上げます。

なお、関連する通知等については今後発出予定とのことですので、随時、日医ホームページのメンバーズルーム中、介護保険の「令和元年(2019年)10月 介護報酬改定に関する情報」に、官報と併せて掲載いたしますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

【掲載アドレス】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/31kaitei/index.html>

敬具

記

【添付資料・ホームページにも掲載】

○官報 号外第61号（平成31年3月28日付）

- ・厚生労働省告示101号 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第 一 条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>166単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>249単位</u> (3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 <u>395単位</u> (4) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>577単位</u> に所要時間 1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>182単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>224単位</u> ハ～ヘ (略) ト 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</u> 2 訪問入浴介護費 イ 訪問入浴介護費 <u>1,256単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) ニ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) <u>イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</u>	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>165単位</u> (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u> (3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 <u>394単位</u> (4) 所要時間 1 時間以上の場合 <u>575単位</u> に所要時間 1 時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u> ハ～ヘ (略) (新設) 2 訪問入浴介護費 イ 訪問入浴介護費 <u>1,250単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) (新設)

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	312単位
(2) 所要時間30分未満の場合	469単位
(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	819単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	1,122単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1 回につき）	297単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	264単位
(2) 所要時間30分未満の場合	397単位
(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	571単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	839単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,945単位

注 1 ～ 15

ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ （略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1 回につき）

292単位

注 1 ～ 10 （略）

ロ・ハ （略）

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)	
（一）単一建物居住者 1 人に対して行う場合	509単位
（二）単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	485単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	444単位
(2) 居宅療養管理指導費(II)	
（一）単一建物居住者 1 人に対して行う場合	295単位
（二）単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	285単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	261単位

注 1 ～ 5 （略）

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	509単位
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	485単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	444単位

注 1 ～ 4 （略）

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

(1) 所要時間20分未満の場合	311単位
(2) 所要時間30分未満の場合	467単位
(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	816単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	1,118単位
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1 回につき）	296単位

ロ 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合	263単位
(2) 所要時間30分未満の場合	396単位
(3) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合	569単位
(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	836単位

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注 1 ～ 15

ニ 初回加算

200単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ホ～チ （略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1 回につき）

290単位

注 1 ～ 10 （略）

ロ・ハ （略）

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)	
（一）単一建物居住者 1 人に対して行う場合	507単位
（二）単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	483単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	442単位
(2) 居宅療養管理指導費(II)	
（一）単一建物居住者 1 人に対して行う場合	294単位
（二）単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	284単位
（三）（一）及び（二）以外の場合	260単位

注 1 ～ 5 （略）

ロ 歯科医師が行う場合

(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	507単位
(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	483単位
(3) (1)及び(2)以外の場合	442単位

注 1 ～ 4 （略）

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(三) (一)及び(二)以外の場合

560単位
415単位
379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(三) (一)及び(二)以外の場合

509単位
377単位
345単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(3) (1)及び(2)以外の場合

539単位
485単位
444単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(3) (1)及び(2)以外の場合

356単位
324単位
296単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

364単位
417単位
472単位
525単位
579単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

382単位
438単位
495単位
551単位
608単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

561単位
663単位
765単位
867単位
969単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

575単位
679単位
784単位
888単位
993単位

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(三) (一)及び(二)以外の場合

558単位
414単位
378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(三) (一)及び(二)以外の場合

507単位
376単位
344単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(3) (1)及び(2)以外の場合

537単位
483単位
442単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(3) (1)及び(2)以外の場合

355単位
323単位
295単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

362単位
415単位
470単位
522単位
576単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

380単位
436単位
493単位
548単位
605単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

558単位
660単位
761単位
863単位
964単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- (一) 要介護1
(二) 要介護2
(三) 要介護3
(四) 要介護4
(五) 要介護5

572単位
676単位
780単位
884単位
988単位

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>648単位</u>
(二) 要介護 2	<u>765単位</u>
(三) 要介護 3	<u>887単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,008単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,130単位</u>

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>659単位</u>
(二) 要介護 2	<u>779単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,026単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,150単位</u>

□ 大規模型通所介護費(I)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>352単位</u>
(二) 要介護 2	<u>403単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>506単位</u>
(五) 要介護 5	<u>559単位</u>

(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>370単位</u>
(二) 要介護 2	<u>424単位</u>
(三) 要介護 3	<u>479単位</u>
(四) 要介護 4	<u>533単位</u>
(五) 要介護 5	<u>588単位</u>

(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>536単位</u>
(二) 要介護 2	<u>634単位</u>
(三) 要介護 3	<u>732単位</u>
(四) 要介護 4	<u>828単位</u>
(五) 要介護 5	<u>926単位</u>

(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>555単位</u>
(二) 要介護 2	<u>657単位</u>
(三) 要介護 3	<u>758単位</u>
(四) 要介護 4	<u>858単位</u>
(五) 要介護 5	<u>959単位</u>

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>620単位</u>
(二) 要介護 2	<u>733単位</u>

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,124単位</u>

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>656単位</u>
(二) 要介護 2	<u>775単位</u>
(三) 要介護 3	<u>898単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>

□ 大規模型通所介護費(I)

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>350単位</u>
(二) 要介護 2	<u>401単位</u>
(三) 要介護 3	<u>453単位</u>
(四) 要介護 4	<u>504単位</u>
(五) 要介護 5	<u>556単位</u>

(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>368単位</u>
(二) 要介護 2	<u>422単位</u>
(三) 要介護 3	<u>477単位</u>
(四) 要介護 4	<u>530単位</u>
(五) 要介護 5	<u>585単位</u>

(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>533単位</u>
(二) 要介護 2	<u>631単位</u>
(三) 要介護 3	<u>728単位</u>
(四) 要介護 4	<u>824単位</u>
(五) 要介護 5	<u>921単位</u>

(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>552単位</u>
(二) 要介護 2	<u>654単位</u>
(三) 要介護 3	<u>754単位</u>
(四) 要介護 4	<u>854単位</u>
(五) 要介護 5	<u>954単位</u>

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>617単位</u>
(二) 要介護 2	<u>729単位</u>

(三) 要介護3	848単位
(四) 要介護4	965単位
(五) 要介護5	1,081単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	637単位
(二) 要介護2	753単位
(三) 要介護3	872単位
(四) 要介護4	992単位
(五) 要介護5	1,111単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	340単位
(二) 要介護2	389単位
(三) 要介護3	440単位
(四) 要介護4	488単位
(五) 要介護5	540単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	356単位
(二) 要介護2	408単位
(三) 要介護3	461単位
(四) 要介護4	513単位
(五) 要介護5	566単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	517単位
(二) 要介護2	611単位
(三) 要介護3	705単位
(四) 要介護4	800単位
(五) 要介護5	894単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	535単位
(二) 要介護2	632単位
(三) 要介護3	729単位
(四) 要介護4	827単位
(五) 要介護5	925単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	598単位
(二) 要介護2	706単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	1,043単位

(三) 要介護3	844単位
(四) 要介護4	960単位
(五) 要介護5	1,076単位
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	634単位
(二) 要介護2	749単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	987単位
(五) 要介護5	1,106単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要介護1	338単位
(二) 要介護2	387単位
(三) 要介護3	438単位
(四) 要介護4	486単位
(五) 要介護5	537単位
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	354単位
(二) 要介護2	406単位
(三) 要介護3	459単位
(四) 要介護4	510単位
(五) 要介護5	563単位
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	514単位
(二) 要介護2	608単位
(三) 要介護3	702単位
(四) 要介護4	796単位
(五) 要介護5	890単位
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	532単位
(二) 要介護2	629単位
(三) 要介護3	725単位
(四) 要介護4	823単位
(五) 要介護5	920単位
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	595単位
(二) 要介護2	703単位
(三) 要介護3	814単位
(四) 要介護4	926単位
(五) 要介護5	1,038単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>614単位</u>
(二) 要介護 2	<u>726単位</u>
(三) 要介護 3	<u>839単位</u>
(四) 要介護 4	<u>955単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,070単位</u>

注 1 ～19 (略)

ニ・ホ (略)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>331単位</u>
(二) 要介護 2	<u>360単位</u>
(三) 要介護 3	<u>390単位</u>
(四) 要介護 4	<u>419単位</u>
(五) 要介護 5	<u>450単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>345単位</u>
(二) 要介護 2	<u>400単位</u>
(三) 要介護 3	<u>457単位</u>
(四) 要介護 4	<u>513単位</u>
(五) 要介護 5	<u>569単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>446単位</u>
(二) 要介護 2	<u>523単位</u>
(三) 要介護 3	<u>599単位</u>
(四) 要介護 4	<u>697単位</u>
(五) 要介護 5	<u>793単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>511単位</u>
(二) 要介護 2	<u>598単位</u>
(三) 要介護 3	<u>684単位</u>
(四) 要介護 4	<u>795単位</u>
(五) 要介護 5	<u>905単位</u>

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>611単位</u>
(二) 要介護 2	<u>722単位</u>
(三) 要介護 3	<u>835単位</u>
(四) 要介護 4	<u>950単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,065単位</u>

注 1 ～19 (略)

ニ・ホ (略)

(新設)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>329単位</u>
(二) 要介護 2	<u>358単位</u>
(三) 要介護 3	<u>388単位</u>
(四) 要介護 4	<u>417単位</u>
(五) 要介護 5	<u>448単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>343単位</u>
(二) 要介護 2	<u>398単位</u>
(三) 要介護 3	<u>455単位</u>
(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>566単位</u>

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>444単位</u>
(二) 要介護 2	<u>520単位</u>
(三) 要介護 3	<u>596単位</u>
(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>789単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>900単位</u>

- (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
- (一) 要介護1 579単位
 - (二) 要介護2 692単位
 - (三) 要介護3 803単位
 - (四) 要介護4 935単位
 - (五) 要介護5 1,065単位
- (6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
- (一) 要介護1 670単位
 - (二) 要介護2 801単位
 - (三) 要介護3 929単位
 - (四) 要介護4 1,081単位
 - (五) 要介護5 1,231単位
- (7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
- (一) 要介護1 716単位
 - (二) 要介護2 853単位
 - (三) 要介護3 993単位
 - (四) 要介護4 1,157単位
 - (五) 要介護5 1,317単位
- ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)
- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
- (一) 要介護1 325単位
 - (二) 要介護2 356単位
 - (三) 要介護3 384単位
 - (四) 要介護4 413単位
 - (五) 要介護5 443単位
- (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合
- (一) 要介護1 339単位
 - (二) 要介護2 394単位
 - (三) 要介護3 450単位
 - (四) 要介護4 505単位
 - (五) 要介護5 561単位
- (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
- (一) 要介護1 439単位
 - (二) 要介護2 515単位
 - (三) 要介護3 590単位
 - (四) 要介護4 685単位
 - (五) 要介護5 781単位
- (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
- (一) 要介護1 501単位
 - (二) 要介護2 586単位
 - (三) 要介護3 670単位
 - (四) 要介護4 778単位
 - (五) 要介護5 887単位

- (5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
- (一) 要介護1 576単位
 - (二) 要介護2 688単位
 - (三) 要介護3 799単位
 - (四) 要介護4 930単位
 - (五) 要介護5 1,060単位
- (6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
- (一) 要介護1 667単位
 - (二) 要介護2 797単位
 - (三) 要介護3 924単位
 - (四) 要介護4 1,076単位
 - (五) 要介護5 1,225単位
- (7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
- (一) 要介護1 712単位
 - (二) 要介護2 849単位
 - (三) 要介護3 988単位
 - (四) 要介護4 1,151単位
 - (五) 要介護5 1,310単位
- ロ 大規模型通所リハビリテーション費(I)
- (1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合
- (一) 要介護1 323単位
 - (二) 要介護2 354単位
 - (三) 要介護3 382単位
 - (四) 要介護4 411単位
 - (五) 要介護5 441単位
- (2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合
- (一) 要介護1 337単位
 - (二) 要介護2 392単位
 - (三) 要介護3 448単位
 - (四) 要介護4 502単位
 - (五) 要介護5 558単位
- (3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
- (一) 要介護1 437単位
 - (二) 要介護2 512単位
 - (三) 要介護3 587単位
 - (四) 要介護4 682単位
 - (五) 要介護5 777単位
- (4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
- (一) 要介護1 498単位
 - (二) 要介護2 583単位
 - (三) 要介護3 667単位
 - (四) 要介護4 774単位
 - (五) 要介護5 882単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>559単位</u>
(二) 要介護2	<u>668単位</u>
(三) 要介護3	<u>776単位</u>
(四) 要介護4	<u>904単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,029単位</u>

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>653単位</u>
(二) 要介護2	<u>781単位</u>
(三) 要介護3	<u>907単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,054単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,201単位</u>

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>692単位</u>
(二) 要介護2	<u>824単位</u>
(三) 要介護3	<u>960単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,117単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,273単位</u>

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>318単位</u>
(二) 要介護2	<u>348単位</u>
(三) 要介護3	<u>375単位</u>
(四) 要介護4	<u>404単位</u>
(五) 要介護5	<u>432単位</u>

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>332単位</u>
(二) 要介護2	<u>386単位</u>
(三) 要介護3	<u>439単位</u>
(四) 要介護4	<u>493単位</u>
(五) 要介護5	<u>547単位</u>

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>503単位</u>
(三) 要介護3	<u>576単位</u>
(四) 要介護4	<u>669単位</u>
(五) 要介護5	<u>763単位</u>

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>482単位</u>
(二) 要介護2	<u>566単位</u>

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>556単位</u>
(二) 要介護2	<u>665単位</u>
(三) 要介護3	<u>772単位</u>
(四) 要介護4	<u>899単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,024単位</u>

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>650単位</u>
(二) 要介護2	<u>777単位</u>
(三) 要介護3	<u>902単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,049単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,195単位</u>

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>688単位</u>
(二) 要介護2	<u>820単位</u>
(三) 要介護3	<u>955単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,111単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,267単位</u>

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>316単位</u>
(二) 要介護2	<u>346単位</u>
(三) 要介護3	<u>373単位</u>
(四) 要介護4	<u>402単位</u>
(五) 要介護5	<u>430単位</u>

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>330単位</u>
(二) 要介護2	<u>384単位</u>
(三) 要介護3	<u>437単位</u>
(四) 要介護4	<u>491単位</u>
(五) 要介護5	<u>544単位</u>

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>500単位</u>
(三) 要介護3	<u>573単位</u>
(四) 要介護4	<u>666単位</u>
(五) 要介護5	<u>759単位</u>

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>480単位</u>
(二) 要介護2	<u>563単位</u>

(三) 要介護3	648単位
(四) 要介護4	753単位
(五) 要介護5	857単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	540単位
(二) 要介護2	646単位
(三) 要介護3	750単位
(四) 要介護4	874単位
(五) 要介護5	996単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	629単位
(二) 要介護2	754単位
(三) 要介護3	874単位
(四) 要介護4	1,019単位
(五) 要介護5	1,161単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	667単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	927単位
(四) 要介護4	1,080単位
(五) 要介護5	1,231単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	627単位
b 要介護2	695単位

(三) 要介護3	645単位
(四) 要介護4	749単位
(五) 要介護5	853単位
(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	537単位
(二) 要介護2	643単位
(三) 要介護3	746単位
(四) 要介護4	870単位
(五) 要介護5	991単位
(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	626単位
(二) 要介護2	750単位
(三) 要介護3	870単位
(四) 要介護4	1,014単位
(五) 要介護5	1,155単位
(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	664単位
(二) 要介護2	793単位
(三) 要介護3	922単位
(四) 要介護4	1,075単位
(五) 要介護5	1,225単位

注1～20 (略)

二～へ (略)

(新設)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

(一) 単独型短期入所生活介護費(I)

a 要介護1	625単位
b 要介護2	693単位

c 要介護 3	<u>765単位</u>
d 要介護 4	<u>833単位</u>
e 要介護 5	<u>900単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>627単位</u>
b 要介護 2	<u>695単位</u>
c 要介護 3	<u>765単位</u>
d 要介護 4	<u>833単位</u>
e 要介護 5	<u>900単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>586単位</u>
b 要介護 2	<u>654単位</u>
c 要介護 3	<u>724単位</u>
d 要介護 4	<u>792単位</u>
e 要介護 5	<u>859単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>586単位</u>
b 要介護 2	<u>654単位</u>
c 要介護 3	<u>724単位</u>
d 要介護 4	<u>792単位</u>
e 要介護 5	<u>859単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>725単位</u>
b 要介護 2	<u>792単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>933単位</u>
e 要介護 5	<u>1,000単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>725単位</u>
b 要介護 2	<u>792単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>933単位</u>
e 要介護 5	<u>1,000単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>751単位</u>
c 要介護 3	<u>824単位</u>
d 要介護 4	<u>892単位</u>
e 要介護 5	<u>959単位</u>

c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>
e 要介護 5	<u>897単位</u>
(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>625単位</u>
b 要介護 2	<u>693単位</u>
c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>
e 要介護 5	<u>897単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
(一) 併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>584単位</u>
b 要介護 2	<u>652単位</u>
c 要介護 3	<u>722単位</u>
d 要介護 4	<u>790単位</u>
e 要介護 5	<u>856単位</u>
(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>584単位</u>
b 要介護 2	<u>652単位</u>
c 要介護 3	<u>722単位</u>
d 要介護 4	<u>790単位</u>
e 要介護 5	<u>856単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	684単位
b 要介護 2	751単位
c 要介護 3	824単位
d 要介護 4	892単位
e 要介護 5	959単位

注 1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として 1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1 日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注11を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第 2 項の規定を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注 6の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注 6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注 6の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	755単位
ii 要介護 2	801単位

(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要介護 1	682単位
b 要介護 2	749単位
c 要介護 3	822単位
d 要介護 4	889単位
e 要介護 5	956単位

注 1～11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として 1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注 8を算定している場合は、算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1 日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注 8を算定している場合は、算定しない。

16 指定居宅サービス基準第121条第 2 項の規定を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注 3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注 3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注 3の規定による届出があったものとみなす。

17・18 (略)

ハ～ト (略)

(新設)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	753単位
ii 要介護 2	798単位

iii	要介護 3	862単位
iv	要介護 4	914単位
v	要介護 5	965単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	797単位
ii	要介護 2	868単位
iii	要介護 3	930単位
iv	要介護 4	986単位
v	要介護 5	1,041単位
c	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	829単位
ii	要介護 2	877単位
iii	要介護 3	938単位
iv	要介護 4	989単位
v	要介護 5	1,042単位
d	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	876単位
ii	要介護 2	950単位
iii	要介護 3	1,012単位
iv	要介護 4	1,068単位
v	要介護 5	1,124単位
(二)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	781単位
ii	要介護 2	862単位
iii	要介護 3	975単位
iv	要介護 4	1,051単位
v	要介護 5	1,126単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	858単位
ii	要介護 2	940単位
iii	要介護 3	1,054単位
iv	要介護 4	1,130単位
v	要介護 5	1,204単位
(三)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	781単位
ii	要介護 2	856単位
iii	要介護 3	949単位

iii	要介護 3	859単位
iv	要介護 4	911単位
v	要介護 5	962単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	794単位
ii	要介護 2	865単位
iii	要介護 3	927単位
iv	要介護 4	983単位
v	要介護 5	1,038単位
c	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	826単位
ii	要介護 2	874単位
iii	要介護 3	935単位
iv	要介護 4	986単位
v	要介護 5	1,039単位
d	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	873単位
ii	要介護 2	947単位
iii	要介護 3	1,009単位
iv	要介護 4	1,065単位
v	要介護 5	1,120単位
(二)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	778単位
ii	要介護 2	859単位
iii	要介護 3	972単位
iv	要介護 4	1,048単位
v	要介護 5	1,122単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	855単位
ii	要介護 2	937単位
iii	要介護 3	1,051単位
iv	要介護 4	1,126単位
v	要介護 5	1,200単位
(三)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	778単位
ii	要介護 2	853単位
iii	要介護 3	946単位

iv	要介護 4	1,024単位
v	要介護 5	1,099単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	858単位
ii	要介護 2	934単位
iii	要介護 3	1,027単位
iv	要介護 4	1,102単位
v	要介護 5	1,177単位
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	741単位
ii	要介護 2	785単位
iii	要介護 3	846単位
iv	要介護 4	897単位
v	要介護 5	947単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	813単位
ii	要介護 2	861単位
iii	要介護 3	920単位
iv	要介護 4	970単位
v	要介護 5	1,022単位
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	835単位
ii	要介護 2	880単位
iii	要介護 3	942単位
iv	要介護 4	995単位
v	要介護 5	1,046単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	880単位
ii	要介護 2	954単位
iii	要介護 3	1,016単位
iv	要介護 4	1,072単位
v	要介護 5	1,128単位
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	835単位
ii	要介護 2	880単位
iii	要介護 3	942単位
iv	要介護 4	995単位
v	要介護 5	1,046単位

iv	要介護 4	1,021単位
v	要介護 5	1,095単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	855単位
ii	要介護 2	931単位
iii	要介護 3	1,024単位
iv	要介護 4	1,098単位
v	要介護 5	1,173単位
(四)	介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)	
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	739単位
ii	要介護 2	783単位
iii	要介護 3	843単位
iv	要介護 4	894単位
v	要介護 5	944単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	811単位
ii	要介護 2	858単位
iii	要介護 3	917単位
iv	要介護 4	967単位
v	要介護 5	1,019単位
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	832単位
ii	要介護 2	877単位
iii	要介護 3	939単位
iv	要介護 4	992単位
v	要介護 5	1,043単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	877単位
ii	要介護 2	951単位
iii	要介護 3	1,013単位
iv	要介護 4	1,069単位
v	要介護 5	1,124単位
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	832単位
ii	要介護 2	877単位
iii	要介護 3	939単位
iv	要介護 4	992単位
v	要介護 5	1,043単位

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>880単位</u>
ii	要介護2	<u>954単位</u>
iii	要介護3	<u>1,016単位</u>
iv	要介護4	<u>1,072単位</u>
v	要介護5	<u>1,128単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,024単位</u>
iii	要介護3	<u>1,138単位</u>
iv	要介護4	<u>1,214単位</u>
v	要介護5	<u>1,288単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>943単位</u>
ii	要介護2	<u>1,018単位</u>
iii	要介護3	<u>1,112単位</u>
iv	要介護4	<u>1,187単位</u>
v	要介護5	<u>1,261単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>818単位</u>
ii	要介護2	<u>864単位</u>
iii	要介護3	<u>924単位</u>
iv	要介護4	<u>976単位</u>
v	要介護5	<u>1,026単位</u>

d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>877単位</u>
ii	要介護2	<u>951単位</u>
iii	要介護3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護4	<u>1,069単位</u>
v	要介護5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,021単位</u>
iii	要介護3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護4	<u>1,210単位</u>
v	要介護5	<u>1,284単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>940単位</u>
ii	要介護2	<u>1,015単位</u>
iii	要介護3	<u>1,108単位</u>
iv	要介護4	<u>1,183単位</u>
v	要介護5	<u>1,257単位</u>
(四)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>861単位</u>
iii	要介護3	<u>921単位</u>
iv	要介護4	<u>973単位</u>
v	要介護5	<u>1,023単位</u>

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～18 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき)	518単位
注1・2 (略)	
(二) (略)	

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	693単位
ii 要介護2	796単位
iii 要介護3	1,020単位
iv 要介護4	1,115単位
v 要介護5	1,201単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	721単位
ii 要介護2	830単位
iii 要介護3	1,063単位
iv 要介護4	1,163単位
v 要介護5	1,252単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～18 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
注1・2 (略)	
(二) (略)	

(7)・(8) (略)

(新設)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	1,017単位
iv 要介護4	1,112単位
v 要介護5	1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	719単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,060単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,248単位

c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護1	<u>711単位</u>
ii	要介護2	<u>818単位</u>
iii	要介護3	<u>1,048単位</u>
iv	要介護4	<u>1,146単位</u>
v	要介護5	<u>1,234単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>797単位</u>
ii	要介護2	<u>901単位</u>
iii	要介護3	<u>1,124単位</u>
iv	要介護4	<u>1,220単位</u>
v	要介護5	<u>1,305単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護1	<u>831単位</u>
ii	要介護2	<u>939単位</u>
iii	要介護3	<u>1,173単位</u>
iv	要介護4	<u>1,272単位</u>
v	要介護5	<u>1,361単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護1	<u>819単位</u>
ii	要介護2	<u>926単位</u>
iii	要介護3	<u>1,156単位</u>
iv	要介護4	<u>1,253単位</u>
v	要介護5	<u>1,341単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>638単位</u>
ii	要介護2	<u>741単位</u>
iii	要介護3	<u>894単位</u>
iv	要介護4	<u>1,040単位</u>
v	要介護5	<u>1,080単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>653単位</u>
ii	要介護2	<u>759単位</u>
iii	要介護3	<u>915単位</u>
iv	要介護4	<u>1,065単位</u>
v	要介護5	<u>1,106単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護1	<u>743単位</u>
ii	要介護2	<u>847単位</u>
iii	要介護3	<u>998単位</u>
iv	要介護4	<u>1,146単位</u>
v	要介護5	<u>1,185単位</u>

c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護1	<u>709単位</u>
ii	要介護2	<u>815単位</u>
iii	要介護3	<u>1,045単位</u>
iv	要介護4	<u>1,142単位</u>
v	要介護5	<u>1,230単位</u>
d	病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護1	<u>795単位</u>
ii	要介護2	<u>898単位</u>
iii	要介護3	<u>1,121単位</u>
iv	要介護4	<u>1,216単位</u>
v	要介護5	<u>1,301単位</u>
e	病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i	要介護1	<u>828単位</u>
ii	要介護2	<u>936単位</u>
iii	要介護3	<u>1,169単位</u>
iv	要介護4	<u>1,268単位</u>
v	要介護5	<u>1,357単位</u>
f	病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i	要介護1	<u>816単位</u>
ii	要介護2	<u>923単位</u>
iii	要介護3	<u>1,152単位</u>
iv	要介護4	<u>1,249単位</u>
v	要介護5	<u>1,337単位</u>
(二)	病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護1	<u>636単位</u>
ii	要介護2	<u>739単位</u>
iii	要介護3	<u>891単位</u>
iv	要介護4	<u>1,037単位</u>
v	要介護5	<u>1,077単位</u>
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護1	<u>651単位</u>
ii	要介護2	<u>757単位</u>
iii	要介護3	<u>912単位</u>
iv	要介護4	<u>1,062単位</u>
v	要介護5	<u>1,103単位</u>
c	病院療養病床短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護1	<u>741単位</u>
ii	要介護2	<u>844単位</u>
iii	要介護3	<u>995単位</u>
iv	要介護4	<u>1,142単位</u>
v	要介護5	<u>1,181単位</u>

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	761単位
ii 要介護2	867単位
iii 要介護3	1,022単位
iv 要介護4	1,173単位
v 要介護5	1,213単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	616単位
ii 要介護2	722単位
iii 要介護3	866単位
iv 要介護4	1,015単位
v 要介護5	1,054単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	722単位
ii 要介護2	828単位
iii 要介護3	972単位
iv 要介護4	1,121単位
v 要介護5	1,161単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	702単位
ii 要介護2	806単位
iii 要介護3	950単位
iv 要介護4	1,036単位
v 要介護5	1,123単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	807単位
ii 要介護2	913単位
iii 要介護3	1,055単位
iv 要介護4	1,143単位
v 要介護5	1,229単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	702単位
ii 要介護2	806単位
iii 要介護3	910単位
iv 要介護4	997単位
v 要介護5	1,083単位

d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護1	759単位
ii 要介護2	864単位
iii 要介護3	1,019単位
iv 要介護4	1,169単位
v 要介護5	1,209単位
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	614単位
ii 要介護2	720単位
iii 要介護3	863単位
iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,051単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	720単位
ii 要介護2	825単位
iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,118単位
v 要介護5	1,157単位
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	700単位
ii 要介護2	804単位
iii 要介護3	947単位
iv 要介護4	1,033単位
v 要介護5	1,120単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	805単位
ii 要介護2	910単位
iii 要介護3	1,052単位
iv 要介護4	1,139単位
v 要介護5	1,225単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	700単位
ii 要介護2	804単位
iii 要介護3	907単位
iv 要介護4	994単位
v 要介護5	1,080単位

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>807単位</u>
ii	要介護 2	<u>913単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,015単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,101単位</u>
v	要介護 5	<u>1,190単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>
d	要介護 4	<u>1,289単位</u>
e	要介護 5	<u>1,378単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>944単位</u>
c	要介護 3	<u>1,175単位</u>
d	要介護 4	<u>1,272単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a	要介護 1	<u>820単位</u>
b	要介護 2	<u>923単位</u>
c	要介護 3	<u>1,147単位</u>
d	要介護 4	<u>1,242単位</u>
e	要介護 5	<u>1,327単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a	要介護 1	<u>848単位</u>
b	要介護 2	<u>956単位</u>
c	要介護 3	<u>1,190単位</u>
d	要介護 4	<u>1,289単位</u>
e	要介護 5	<u>1,378単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a	要介護 1	<u>838単位</u>
b	要介護 2	<u>944単位</u>
c	要介護 3	<u>1,175単位</u>
d	要介護 4	<u>1,272単位</u>
e	要介護 5	<u>1,360単位</u>

b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>805単位</u>
ii	要介護 2	<u>910単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,012単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,098単位</u>
v	要介護 5	<u>1,186単位</u>
(3)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>
c	要介護 3	<u>1,143単位</u>
d	要介護 4	<u>1,238単位</u>
e	要介護 5	<u>1,323単位</u>
(二)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a	要介護 1	<u>845単位</u>
b	要介護 2	<u>953単位</u>
c	要介護 3	<u>1,186単位</u>
d	要介護 4	<u>1,285単位</u>
e	要介護 5	<u>1,374単位</u>
(三)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)	
a	要介護 1	<u>835単位</u>
b	要介護 2	<u>941単位</u>
c	要介護 3	<u>1,171単位</u>
d	要介護 4	<u>1,268単位</u>
e	要介護 5	<u>1,356単位</u>
(四)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(IV)	
a	要介護 1	<u>817単位</u>
b	要介護 2	<u>920単位</u>
c	要介護 3	<u>1,143単位</u>
d	要介護 4	<u>1,238単位</u>
e	要介護 5	<u>1,323単位</u>
(五)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(V)	
a	要介護 1	<u>845単位</u>
b	要介護 2	<u>953単位</u>
c	要介護 3	<u>1,186単位</u>
d	要介護 4	<u>1,285単位</u>
e	要介護 5	<u>1,374単位</u>
(六)	ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(VI)	
a	要介護 1	<u>835単位</u>
b	要介護 2	<u>941単位</u>
c	要介護 3	<u>1,171単位</u>
d	要介護 4	<u>1,268単位</u>
e	要介護 5	<u>1,356単位</u>

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	820単位
b 要介護2	923単位
c 要介護3	1,059単位
d 要介護4	1,145単位
e 要介護5	1,230単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～13 (略)

(6)～(10) (略)

(11) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	675単位
ii 要介護2	724単位
iii 要介護3	772単位
iv 要介護4	821単位
v 要介護5	870単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	702単位
ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	804単位

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)

a 要介護1	817単位
b 要介護2	920単位
c 要介護3	1,056単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,226単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～13 (略)

(6)～(10) (略)

(新設)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	673単位
ii 要介護2	722単位
iii 要介護3	770単位
iv 要介護4	818単位
v 要介護5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	700単位
ii 要介護2	752単位
iii 要介護3	802単位

iv 要介護 4	855単位
v 要介護 5	906単位
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	693単位
ii 要介護 2	743単位
iii 要介護 3	793単位
iv 要介護 4	843単位
v 要介護 5	893単位
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	779単位
ii 要介護 2	828単位
iii 要介護 3	878単位
iv 要介護 4	925単位
v 要介護 5	974単位
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	811単位
ii 要介護 2	863単位
iii 要介護 3	914単位
iv 要介護 4	964単位
v 要介護 5	1,015単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	800単位
ii 要介護 2	851単位
iii 要介護 3	901単位
iv 要介護 4	950単位
v 要介護 5	1,001単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	598単位
ii 要介護 2	642単位
iii 要介護 3	685単位
iv 要介護 4	730単位
v 要介護 5	773単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	704単位
ii 要介護 2	747単位
iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	835単位
v 要介護 5	879単位

iv 要介護 4	852単位
v 要介護 5	903単位
c 診療所短期入所療養介護費(iii)	
i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	840単位
v 要介護 5	890単位
d 診療所短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	777単位
ii 要介護 2	825単位
iii 要介護 3	875単位
iv 要介護 4	922単位
v 要介護 5	971単位
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	809単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	911単位
iv 要介護 4	961単位
v 要介護 5	1,012単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	798単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	898単位
iv 要介護 4	947単位
v 要介護 5	998単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	596単位
ii 要介護 2	640単位
iii 要介護 3	683単位
iv 要介護 4	728単位
v 要介護 5	771単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	745単位
iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	832単位
v 要介護 5	876単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	850単位
c 要介護 3	898単位
d 要介護 4	946単位
e 要介護 5	995単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	828単位
b 要介護 2	880単位
c 要介護 3	930単位
d 要介護 4	980単位
e 要介護 5	1,031単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	919単位
d 要介護 4	968単位
e 要介護 5	1,018単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	850単位
c 要介護 3	898単位
d 要介護 4	946単位
e 要介護 5	995単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護 1	828単位
b 要介護 2	880単位
c 要介護 3	930単位
d 要介護 4	980単位
e 要介護 5	1,031単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護 1	818単位
b 要介護 2	869単位
c 要介護 3	919単位
d 要介護 4	968単位
e 要介護 5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	847単位
c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	943単位
e 要介護 5	992単位

(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)

a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	977単位
e 要介護 5	1,028単位

(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III)

a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,015単位

(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV)

a 要介護 1	798単位
b 要介護 2	847単位
c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	943単位
e 要介護 5	992単位

(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)

a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	877単位
c 要介護 3	927単位
d 要介護 4	977単位
e 要介護 5	1,028単位

(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI)

a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注 1 ～12 (略)

(4)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,020単位
ii 要介護 2	1,084単位
iii 要介護 3	1,148単位
iv 要介護 4	1,212単位
v 要介護 5	1,277単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 2	1,190単位
iii 要介護 3	1,253単位
iv 要介護 4	1,319単位
v 要介護 5	1,382単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	965単位
ii 要介護 2	1,032単位
iii 要介護 3	1,100単位
iv 要介護 4	1,167単位
v 要介護 5	1,233単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,071単位
ii 要介護 2	1,138単位
iii 要介護 3	1,204単位
iv 要介護 4	1,274単位
v 要介護 5	1,340単位

注 1 ～12 (略)

(4)～(8) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	1,017単位
ii 要介護 2	1,081単位
iii 要介護 3	1,145単位
iv 要介護 4	1,209単位
v 要介護 5	1,273単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,122単位
ii 要介護 2	1,187単位
iii 要介護 3	1,250単位
iv 要介護 4	1,315単位
v 要介護 5	1,378単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	962単位
ii 要介護 2	1,029単位
iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,164単位
v 要介護 5	1,230単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	1,068単位
ii 要介護 2	1,135単位
iii 要介護 3	1,201単位
iv 要介護 4	1,270単位
v 要介護 5	1,336単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	937単位
ii 要介護 2	1,003単位
iii 要介護 3	1,068単位
iv 要介護 4	1,133単位
v 要介護 5	1,198単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,043単位
ii 要介護 2	1,108単位
iii 要介護 3	1,174単位
iv 要介護 4	1,239単位
v 要介護 5	1,304単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	922単位
ii 要介護 2	986単位
iii 要介護 3	1,050単位
iv 要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,178単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,027単位
ii 要介護 2	1,092単位
iii 要介護 3	1,155単位
iv 要介護 4	1,220単位
v 要介護 5	1,284単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	862単位
ii 要介護 2	927単位
iii 要介護 3	991単位
iv 要介護 4	1,055単位
v 要介護 5	1,119単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	969単位
ii 要介護 2	1,032単位
iii 要介護 3	1,097単位
iv 要介護 4	1,161単位
v 要介護 5	1,224単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	769単位
b 要介護 2	832単位

(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	934単位
ii 要介護 2	1,000単位
iii 要介護 3	1,065単位
iv 要介護 4	1,130単位
v 要介護 5	1,195単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,040単位
ii 要介護 2	1,105単位
iii 要介護 3	1,171単位
iv 要介護 4	1,236単位
v 要介護 5	1,300単位
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	919単位
ii 要介護 2	983単位
iii 要介護 3	1,047単位
iv 要介護 4	1,111単位
v 要介護 5	1,175単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,024単位
ii 要介護 2	1,089単位
iii 要介護 3	1,152単位
iv 要介護 4	1,217単位
v 要介護 5	1,280単位
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	860単位
ii 要介護 2	924単位
iii 要介護 3	988単位
iv 要介護 4	1,052単位
v 要介護 5	1,116単位
b 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	966単位
ii 要介護 2	1,029単位
iii 要介護 3	1,094単位
iv 要介護 4	1,158単位
v 要介護 5	1,221単位
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	767単位
b 要介護 2	830単位

c 要介護 3	897単位
d 要介護 4	962単位
e 要介護 5	1,026単位
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	875単位
b 要介護 2	939単位
c 要介護 3	1,003単位
d 要介護 4	1,068単位
e 要介護 5	1,131単位
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,146単位
ii 要介護 2	1,210単位
iii 要介護 3	1,275単位
iv 要介護 4	1,339単位
v 要介護 5	1,403単位
(二) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,091単位
ii 要介護 2	1,158単位
iii 要介護 3	1,226単位
iv 要介護 4	1,294単位
v 要介護 5	1,360単位
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	907単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,260単位

c 要介護 3	895単位
d 要介護 4	959単位
e 要介護 5	1,023単位
(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)	
a 要介護 1	873単位
b 要介護 2	936単位
c 要介護 3	1,000単位
d 要介護 4	1,065単位
e 要介護 5	1,128単位
(3) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,143単位
ii 要介護 2	1,207単位
iii 要介護 3	1,271単位
iv 要介護 4	1,335単位
v 要介護 5	1,399単位
(二) ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
b ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	1,088単位
ii 要介護 2	1,155単位
iii 要介護 3	1,223単位
iv 要介護 4	1,290単位
v 要介護 5	1,356単位
(4) 特定認知症患者型短期入所療養介護費	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注1～8 (略)

(5)～(8) (略)

(9) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	746単位
ii 要介護2	855単位
iii 要介護3	1,088単位
iv 要介護4	1,188単位
v 要介護5	1,277単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	856単位
ii 要介護2	964単位
iii 要介護3	1,198単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,386単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	736単位
ii 要介護2	843単位
iii 要介護3	1,073単位
iv 要介護4	1,171単位
v 要介護5	1,259単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	844単位
ii 要介護2	951単位
iii 要介護3	1,181単位
iv 要介護4	1,278単位
v 要介護5	1,366単位

注1～8 (略)

(5)～(8) (略)

(新設)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	744単位
ii 要介護2	852単位
iii 要介護3	1,085単位
iv 要介護4	1,184単位
v 要介護5	1,273単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	853単位
ii 要介護2	961単位
iii 要介護3	1,194単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,382単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	734単位
ii 要介護2	840単位
iii 要介護3	1,070単位
iv 要介護4	1,167単位
v 要介護5	1,255単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	841単位
ii 要介護2	948単位
iii 要介護3	1,177単位
iv 要介護4	1,274単位
v 要介護5	1,362単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	720単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,057単位
iv 要介護4	1,155単位
v 要介護5	1,243単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	828単位
ii 要介護2	935単位
iii 要介護3	1,165単位
iv 要介護4	1,262単位
v 要介護5	1,350単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	701単位
ii 要介護2	795単位
iii 要介護3	1,000単位
iv 要介護4	1,087単位
v 要介護5	1,166単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	810単位
ii 要介護2	905単位
iii 要介護3	1,109単位
iv 要介護4	1,197単位
v 要介護5	1,275単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	685単位
ii 要介護2	779単位
iii 要介護3	984単位
iv 要介護4	1,071単位
v 要介護5	1,150単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	794単位
ii 要介護2	889単位
iii 要介護3	1,093単位
iv 要介護4	1,181単位
v 要介護5	1,259単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	718単位
ii 要介護2	824単位
iii 要介護3	1,054単位
iv 要介護4	1,151単位
v 要介護5	1,239単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	825単位
ii 要介護2	932単位
iii 要介護3	1,161単位
iv 要介護4	1,258単位
v 要介護5	1,346単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	699単位
ii 要介護2	793単位
iii 要介護3	997単位
iv 要介護4	1,084単位
v 要介護5	1,162単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	808単位
ii 要介護2	902単位
iii 要介護3	1,106単位
iv 要介護4	1,193単位
v 要介護5	1,271単位

(二) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	683単位
ii 要介護2	777単位
iii 要介護3	981単位
iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,146単位

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	792単位
ii 要介護2	886単位
iii 要介護3	1,090単位
iv 要介護4	1,177単位
v 要介護5	1,255単位

(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>674単位</u>
ii 要介護 2	<u>768単位</u>
iii 要介護 3	<u>973単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,060単位</u>
v 要介護 5	<u>1,138単位</u>

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>783単位</u>
ii 要介護 2	<u>878単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,082単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,170単位</u>
v 要介護 5	<u>1,248単位</u>

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) I型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>687単位</u>
ii 要介護 2	<u>787単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,099単位</u>
v 要介護 5	<u>1,184単位</u>

b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>788単位</u>
ii 要介護 2	<u>891単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,108単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,202単位</u>
v 要介護 5	<u>1,285単位</u>

(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>642単位</u>
ii 要介護 2	<u>732単位</u>
iii 要介護 3	<u>927単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,010単位</u>
v 要介護 5	<u>1,084単位</u>

b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>746単位</u>
ii 要介護 2	<u>837単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,031単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,113単位</u>
v 要介護 5	<u>1,188単位</u>

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>873単位</u>
ii 要介護 2	<u>981単位</u>

(三) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)

a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>672単位</u>
ii 要介護 2	<u>766単位</u>
iii 要介護 3	<u>970単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,057単位</u>
v 要介護 5	<u>1,135単位</u>

b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>781単位</u>
ii 要介護 2	<u>875単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,079単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,166単位</u>
v 要介護 5	<u>1,244単位</u>

(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) I型特別介護医療院短期入所療養介護費

a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>685単位</u>
ii 要介護 2	<u>785単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,004単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,096単位</u>
v 要介護 5	<u>1,180単位</u>

b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>786単位</u>
ii 要介護 2	<u>888単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,105単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,198単位</u>
v 要介護 5	<u>1,281単位</u>

(二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費

a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>640単位</u>
ii 要介護 2	<u>730単位</u>
iii 要介護 3	<u>924単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,007単位</u>
v 要介護 5	<u>1,081単位</u>

b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	<u>744単位</u>
ii 要介護 2	<u>834単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,028単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,110単位</u>
v 要介護 5	<u>1,184単位</u>

(4) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(→) ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	<u>870単位</u>
ii 要介護 2	<u>978単位</u>

iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	873単位
ii 要介護2	981単位
iii 要介護3	1,215単位
iv 要介護4	1,314単位
v 要介護5	1,403単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	863単位
ii 要介護2	969単位
iii 要介護3	1,200単位
iv 要介護4	1,297単位
v 要介護5	1,385単位
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	872単位
b 要介護2	972単位
c 要介護3	1,189単位
d 要介護4	1,281単位
e 要介護5	1,364単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位

iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	870単位
ii 要介護2	978単位
iii 要介護3	1,211単位
iv 要介護4	1,310単位
v 要介護5	1,399単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
b ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	860単位
ii 要介護2	966単位
iii 要介護3	1,196単位
iv 要介護4	1,293単位
v 要介護5	1,381単位
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,185単位
d 要介護4	1,277単位
e 要介護5	1,360単位
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位

iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	823単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,143単位
iv 要介護4	1,235単位
v 要介護5	1,318単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	831単位
ii 要介護2	926単位
iii 要介護3	1,131単位
iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,298単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	656単位
(二) 4時間以上6時間未満	908単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	518単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(15) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	820単位
ii 要介護2	920単位
iii 要介護3	1,139単位
iv 要介護4	1,231単位
v 要介護5	1,314単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護1	828単位
ii 要介護2	923単位
iii 要介護3	1,128単位
iv 要介護4	1,216単位
v 要介護5	1,294単位
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護	
(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位
注1～13 (略)	
(8) (略)	
(9) 緊急時施設診療費	
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	
イ 緊急時治療管理(1日につき)	511単位
注1・2 (略)	
ロ (略)	
(10)～(14) (略)	
(新設)	

10 特定施設入居者生活介護費		10 特定施設入居者生活介護費	
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）		イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
（1）要介護1	536単位	（1）要介護1	534単位
（2）要介護2	602単位	（2）要介護2	599単位
（3）要介護3	671単位	（3）要介護3	668単位
（4）要介護4	735単位	（4）要介護4	732単位
（5）要介護5	804単位	（5）要介護5	800単位
ロ （略）		ロ （略）	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）		ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）	
（1）要介護1	536単位	（1）要介護1	534単位
（2）要介護2	602単位	（2）要介護2	599単位
（3）要介護3	671単位	（3）要介護3	668単位
（4）要介護4	735単位	（4）要介護4	732単位
（5）要介護5	804単位	（5）要介護5	800単位
注1～12 （略）		注1～12 （略）	
ニ～チ （略）		ニ～チ （略）	
リ 介護職員等特定処遇改善加算		（新設）	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
（1） <u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</u>			
（2） <u>介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> <u>イからトまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</u>			
11 （略）		11 （略）	

（指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の「部改正」）

第二条 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十一年厚生省告示第二十号）の「部」を次の表のものと改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） （1）居宅介護支援費(I) （一）要介護1又は要介護2 1,057単位 （二）要介護3、要介護4又は要介護5 1,373単位	別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費（1月につき） （1）居宅介護支援費(I) （一）要介護1又は要介護2 1,053単位 （二）要介護3、要介護4又は要介護5 1,368単位

(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)		(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	
(一) 要介護1又は要介護2	529単位	(一) 要介護1又は要介護2	527単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	686単位	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	684単位
(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	
(一) 要介護1又は要介護2	317単位	(一) 要介護1又は要介護2	316単位
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	411単位	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	410単位
注1～7 (略)		注1～7 (略)	
ロ～リ (略)		ロ～リ (略)	

(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三條 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) a 要介護1 <u>559単位</u> b 要介護2 <u>627単位</u> c 要介護3 <u>697単位</u> d 要介護4 <u>765単位</u> e 要介護5 <u>832単位</u> (二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) a 要介護1 <u>559単位</u> b 要介護2 <u>627単位</u> c 要介護3 <u>697単位</u> d 要介護4 <u>765単位</u> e 要介護5 <u>832単位</u> (2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) a 要介護1 <u>661単位</u> b 要介護2 <u>726単位</u> c 要介護3 <u>797単位</u> d 要介護4 <u>862単位</u> e 要介護5 <u>926単位</u> (二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) a 要介護1 <u>661単位</u> b 要介護2 <u>726単位</u> c 要介護3 <u>797単位</u> d 要介護4 <u>862単位</u> e 要介護5 <u>926単位</u>	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (1) 介護福祉施設サービス費 (一) 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) a 要介護1 <u>557単位</u> b 要介護2 <u>625単位</u> c 要介護3 <u>695単位</u> d 要介護4 <u>763単位</u> e 要介護5 <u>829単位</u> (二) 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) a 要介護1 <u>557単位</u> b 要介護2 <u>625単位</u> c 要介護3 <u>695単位</u> d 要介護4 <u>763単位</u> e 要介護5 <u>829単位</u> (2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費 (一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) a 要介護1 <u>659単位</u> b 要介護2 <u>724単位</u> c 要介護3 <u>794単位</u> d 要介護4 <u>859単位</u> e 要介護5 <u>923単位</u> (二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) a 要介護1 <u>659単位</u> b 要介護2 <u>724単位</u> c 要介護3 <u>794単位</u> d 要介護4 <u>859単位</u> e 要介護5 <u>923単位</u>

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（１日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>913単位</u>

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>638単位</u>
b 要介護 2	<u>705単位</u>
c 要介護 3	<u>778単位</u>
d 要介護 4	<u>846単位</u>
e 要介護 5	<u>913単位</u>

(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>998単位</u>

(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>732単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>869単位</u>
d 要介護 4	<u>934単位</u>
e 要介護 5	<u>998単位</u>

注 1～18 （略）

ハ～ラ （略）

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（１日につき）

(1) ユニット型介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>636単位</u>
b 要介護 2	<u>703単位</u>
c 要介護 3	<u>776単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>910単位</u>

(二) ユニット型介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>636単位</u>
b 要介護 2	<u>703単位</u>
c 要介護 3	<u>776単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>910単位</u>

(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

(一) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)

a 要介護 1	<u>730単位</u>
b 要介護 2	<u>795単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>995単位</u>

(二) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)

a 要介護 1	<u>730単位</u>
b 要介護 2	<u>795単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>995単位</u>

注 1～18 （略）

ハ～ラ （略）

(新設)

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>701単位</u>
b 要介護 2	<u>746単位</u>
c 要介護 3	<u>808単位</u>
d 要介護 4	<u>860単位</u>
e 要介護 5	<u>911単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>742単位</u>
b 要介護 2	<u>814単位</u>
c 要介護 3	<u>876単位</u>
d 要介護 4	<u>932単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	<u>775単位</u>
b 要介護 2	<u>823単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>935単位</u>
e 要介護 5	<u>989単位</u>

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>959単位</u>
d 要介護 4	<u>1,015単位</u>
e 要介護 5	<u>1,070単位</u>

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>808単位</u>
c 要介護 3	<u>921単位</u>
d 要介護 4	<u>998単位</u>
e 要介護 5	<u>1,072単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>886単位</u>
c 要介護 3	<u>1,001単位</u>
d 要介護 4	<u>1,076単位</u>
e 要介護 5	<u>1,150単位</u>

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>698単位</u>
b 要介護 2	<u>743単位</u>
c 要介護 3	<u>804単位</u>
d 要介護 4	<u>856単位</u>
e 要介護 5	<u>907単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>739単位</u>
b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>872単位</u>
d 要介護 4	<u>928単位</u>
e 要介護 5	<u>983単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護 1	<u>771単位</u>
b 要介護 2	<u>819単位</u>
c 要介護 3	<u>880単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>

(四) 介護保健施設サービス費(iv)

a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>892単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,010単位</u>
e 要介護 5	<u>1,065単位</u>

(2) 介護保健施設サービス費(II)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>804単位</u>
c 要介護 3	<u>917単位</u>
d 要介護 4	<u>993単位</u>
e 要介護 5	<u>1,067単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>882単位</u>
c 要介護 3	<u>996単位</u>
d 要介護 4	<u>1,071単位</u>
e 要介護 5	<u>1,145単位</u>

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>880単位</u>
c 要介護 3	<u>974単位</u>
d 要介護 4	<u>1,048単位</u>
e 要介護 5	<u>1,123単位</u>

(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>687単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>792単位</u>
d 要介護 4	<u>843単位</u>
e 要介護 5	<u>893単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>759単位</u>
b 要介護 2	<u>807単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>916単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>
c 要介護 3	<u>888単位</u>
d 要介護 4	<u>941単位</u>
e 要介護 5	<u>993単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>826単位</u>
b 要介護 2	<u>900単位</u>
c 要介護 3	<u>962単位</u>
d 要介護 4	<u>1,019単位</u>
e 要介護 5	<u>1,074単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	<u>781単位</u>
b 要介護 2	<u>826単位</u>

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>891単位</u>
d 要介護 4	<u>966単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>876単位</u>
c 要介護 3	<u>969単位</u>
d 要介護 4	<u>1,043単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>

(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>684単位</u>
b 要介護 2	<u>728単位</u>
c 要介護 3	<u>788単位</u>
d 要介護 4	<u>839単位</u>
e 要介護 5	<u>889単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>756単位</u>
b 要介護 2	<u>803単位</u>
c 要介護 3	<u>862単位</u>
d 要介護 4	<u>912単位</u>
e 要介護 5	<u>964単位</u>

ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(I)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>
c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>937単位</u>
e 要介護 5	<u>988単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>958単位</u>
d 要介護 4	<u>1,014単位</u>
e 要介護 5	<u>1,069単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	<u>777単位</u>
b 要介護 2	<u>822単位</u>

c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	941単位
e 要介護 5	993単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	826単位
b 要介護 2	900単位
c 要介護 3	962単位
d 要介護 4	1,019単位
e 要介護 5	1,074単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,160単位
e 要介護 5	1,235単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	971単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,160単位
e 要介護 5	1,235単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,133単位
e 要介護 5	1,208単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	889単位
b 要介護 2	964単位
c 要介護 3	1,058単位
d 要介護 4	1,133単位
e 要介護 5	1,208単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

c 要介護 3	884単位
d 要介護 4	937単位
e 要介護 5	988単位
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	822単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	958単位
d 要介護 4	1,014単位
e 要介護 5	1,069単位
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	966単位
c 要介護 3	1,079単位
d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,229単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	966単位
c 要介護 3	1,079単位
d 要介護 4	1,155単位
e 要介護 5	1,229単位
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	960単位
c 要介護 3	1,053単位
d 要介護 4	1,128単位
e 要介護 5	1,202単位
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	885単位
b 要介護 2	960単位
c 要介護 3	1,053単位
d 要介護 4	1,128単位
e 要介護 5	1,202単位
(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	761単位
b 要介護 2	806単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	918単位
e 要介護 5	968単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	764単位
b 要介護 2	810単位
c 要介護 3	870単位
d 要介護 4	922単位
e 要介護 5	972単位

注 1 ～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1 日につき) 518単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1 日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～ㇿ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1 日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 645単位

ii 要介護 2 748単位

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護 1	761単位
b 要介護 2	806単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	918単位
e 要介護 5	968単位

注 1 ～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1 日につき) 511単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1 日につき)

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位

(2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～ㇿ (略)

(新設)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1 日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1 641単位

ii 要介護 2 744単位

iii	要介護3	973単位
iv	要介護4	1,068単位
v	要介護5	1,154単位
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	673単位
ii	要介護2	782単位
iii	要介護3	1,016単位
iv	要介護4	1,115単位
v	要介護5	1,205単位
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護1	663単位
ii	要介護2	769単位
iii	要介護3	1,001単位
iv	要介護4	1,098単位
v	要介護5	1,187単位
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護1	749単位
ii	要介護2	853単位
iii	要介護3	1,077単位
iv	要介護4	1,173単位
v	要介護5	1,258単位
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護1	783単位
ii	要介護2	891単位
iii	要介護3	1,126単位
iv	要介護4	1,225単位
v	要介護5	1,315単位
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護1	770単位
ii	要介護2	878単位
iii	要介護3	1,108単位
iv	要介護4	1,206単位
v	要介護5	1,295単位
(二)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	589単位
ii	要介護2	693単位
iii	要介護3	846単位
iv	要介護4	993単位
v	要介護5	1,033単位

iii	要介護3	967単位
iv	要介護4	1,062単位
v	要介護5	1,147単位
b	療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護1	669単位
ii	要介護2	777単位
iii	要介護3	1,010単位
iv	要介護4	1,109単位
v	要介護5	1,198単位
c	療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護1	659単位
ii	要介護2	765単位
iii	要介護3	995単位
iv	要介護4	1,092単位
v	要介護5	1,180単位
d	療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護1	745単位
ii	要介護2	848単位
iii	要介護3	1,071単位
iv	要介護4	1,166単位
v	要介護5	1,251単位
e	療養型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護1	778単位
ii	要介護2	886単位
iii	要介護3	1,119単位
iv	要介護4	1,218単位
v	要介護5	1,307単位
f	療養型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護1	766単位
ii	要介護2	873単位
iii	要介護3	1,102単位
iv	要介護4	1,199単位
v	要介護5	1,287単位
(二)	療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a	療養型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護1	586単位
ii	要介護2	689単位
iii	要介護3	841単位
iv	要介護4	987単位
v	要介護5	1,027単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	605単位
ii 要介護 2	711単位
iii 要介護 3	867単位
iv 要介護 4	1,018単位
v 要介護 5	1,059単位

c 療養型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護 1	695単位
ii 要介護 2	799単位
iii 要介護 3	951単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,138単位

d 療養型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護 1	713単位
ii 要介護 2	819単位
iii 要介護 3	975単位
iv 要介護 4	1,126単位
v 要介護 5	1,166単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	567単位
ii 要介護 2	674単位
iii 要介護 3	818単位
iv 要介護 4	968単位
v 要介護 5	1,007単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	674単位
ii 要介護 2	780単位
iii 要介護 3	924単位
iv 要介護 4	1,074単位
v 要介護 5	1,113単位

(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	654単位
ii 要介護 2	758単位
iii 要介護 3	902単位
iv 要介護 4	989単位
v 要介護 5	1,076単位

b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	759単位
ii 要介護 2	865単位
iii 要介護 3	1,008単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	601単位
ii 要介護 2	707単位
iii 要介護 3	862単位
iv 要介護 4	1,012単位
v 要介護 5	1,053単位

c 療養型介護療養施設サービス費(iii)

i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	794単位
iii 要介護 3	945単位
iv 要介護 4	1,092単位
v 要介護 5	1,131単位

d 療養型介護療養施設サービス費(iv)

i 要介護 1	709単位
ii 要介護 2	814単位
iii 要介護 3	969単位
iv 要介護 4	1,119単位
v 要介護 5	1,159単位

(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	564単位
ii 要介護 2	670単位
iii 要介護 3	813単位
iv 要介護 4	962単位
v 要介護 5	1,001単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	670単位
ii 要介護 2	775単位
iii 要介護 3	919単位
iv 要介護 4	1,068単位
v 要介護 5	1,107単位

(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	650単位
ii 要介護 2	754単位
iii 要介護 3	897単位
iv 要介護 4	983単位
v 要介護 5	1,070単位

b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	755単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	1,002単位

iv 要介護 4	1,095単位
v 要介護 5	1,182単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	654単位
ii 要介護 2	758単位
iii 要介護 3	862単位
iv 要介護 4	950単位
v 要介護 5	1,036単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	759単位
ii 要介護 2	865単位
iii 要介護 3	968単位
iv 要介護 4	1,054単位
v 要介護 5	1,143単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,099単位
d 要介護 4	1,195単位
e 要介護 5	1,280単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	908単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,332単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	790単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	1,128単位
d 要介護 4	1,225単位
e 要介護 5	1,314単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,099単位
d 要介護 4	1,195単位
e 要介護 5	1,280単位

iv 要介護 4	1,089単位
v 要介護 5	1,175単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	650単位
ii 要介護 2	754単位
iii 要介護 3	857単位
iv 要介護 4	944単位
v 要介護 5	1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	755単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	962単位
iv 要介護 4	1,048単位
v 要介護 5	1,136単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（1日につき）	
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	
a 要介護 1	767単位
b 要介護 2	870単位
c 要介護 3	1,093単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,273単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	795単位
b 要介護 2	903単位
c 要介護 3	1,136単位
d 要介護 4	1,235単位
e 要介護 5	1,324単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(III)	
a 要介護 1	785単位
b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	1,121単位
d 要介護 4	1,218単位
e 要介護 5	1,306単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)	
a 要介護 1	767単位
b 要介護 2	870単位
c 要介護 3	1,093単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,273単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護 1	800単位
b 要介護 2	908単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,242単位
e 要介護 5	1,332単位

(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護 1	790単位
b 要介護 2	896単位
c 要介護 3	1,128単位
d 要介護 4	1,225単位
e 要介護 5	1,314単位

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,012単位
d 要介護 4	1,097単位
e 要介護 5	1,183単位

(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	771単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,012単位
d 要介護 4	1,097単位
e 要介護 5	1,183単位

注 1～13 (略)

(5)～(20) (略)

(21) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	627単位
ii 要介護 2	676単位

(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護 1	795単位
b 要介護 2	903単位
c 要介護 3	1,136単位
d 要介護 4	1,235単位
e 要介護 5	1,324単位

(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護 1	785単位
b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	1,121単位
d 要介護 4	1,218単位
e 要介護 5	1,306単位

(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	767単位
b 要介護 2	870単位
c 要介護 3	1,006単位
d 要介護 4	1,091単位
e 要介護 5	1,176単位

(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	767単位
b 要介護 2	870単位
c 要介護 3	1,006単位
d 要介護 4	1,091単位
e 要介護 5	1,176単位

注 1～13 (略)

(5)～(20) (略)

(新設)

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	623単位
ii 要介護 2	672単位

iii	要介護 3	724単位
iv	要介護 4	772単位
v	要介護 5	822単位
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	654単位
ii	要介護 2	706単位
iii	要介護 3	756単位
iv	要介護 4	807単位
v	要介護 5	858単位
c	診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	645単位
ii	要介護 2	695単位
iii	要介護 3	745単位
iv	要介護 4	795単位
v	要介護 5	845単位
d	診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	731単位
ii	要介護 2	780単位
iii	要介護 3	830単位
iv	要介護 4	877単位
v	要介護 5	926単位
e	診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	763単位
ii	要介護 2	815単位
iii	要介護 3	866単位
iv	要介護 4	916単位
v	要介護 5	968単位
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	752単位
ii	要介護 2	803単位
iii	要介護 3	853単位
iv	要介護 4	902単位
v	要介護 5	954単位
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	549単位
ii	要介護 2	593単位
iii	要介護 3	637単位
iv	要介護 4	682単位
v	要介護 5	725単位

iii	要介護 3	720単位
iv	要介護 4	768単位
v	要介護 5	817単位
b	診療所型介護療養施設サービス費(ii)	
i	要介護 1	650単位
ii	要介護 2	702単位
iii	要介護 3	752単位
iv	要介護 4	802単位
v	要介護 5	853単位
c	診療所型介護療養施設サービス費(iii)	
i	要介護 1	641単位
ii	要介護 2	691単位
iii	要介護 3	741単位
iv	要介護 4	790単位
v	要介護 5	840単位
d	診療所型介護療養施設サービス費(iv)	
i	要介護 1	727単位
ii	要介護 2	775単位
iii	要介護 3	825単位
iv	要介護 4	872単位
v	要介護 5	921単位
e	診療所型介護療養施設サービス費(v)	
i	要介護 1	759単位
ii	要介護 2	810単位
iii	要介護 3	861単位
iv	要介護 4	911単位
v	要介護 5	962単位
f	診療所型介護療養施設サービス費(vi)	
i	要介護 1	748単位
ii	要介護 2	798単位
iii	要介護 3	848単位
iv	要介護 4	897単位
v	要介護 5	948単位
(二)	診療所型介護療養施設サービス費(II)	
a	診療所型介護療養施設サービス費(i)	
i	要介護 1	546単位
ii	要介護 2	590単位
iii	要介護 3	633単位
iv	要介護 4	678単位
v	要介護 5	721単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	656単位
ii 要介護 2	699単位
iii 要介護 3	743単位
iv 要介護 4	787単位
v 要介護 5	831単位

(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	752単位
b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	898単位
e 要介護 5	947単位

(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	780単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	882単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	984単位

(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	871単位
d 要介護 4	920単位
e 要介護 5	971単位

(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)

a 要介護 1	752単位
b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	898単位
e 要介護 5	947単位

(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護 1	780単位
b 要介護 2	832単位
c 要介護 3	882単位
d 要介護 4	932単位
e 要介護 5	984単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	821単位
c 要介護 3	871単位
d 要介護 4	920単位
e 要介護 5	971単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	652単位
ii 要介護 2	695単位
iii 要介護 3	739単位
iv 要介護 4	782単位
v 要介護 5	826単位

(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	748単位
b 要介護 2	797単位
c 要介護 3	845単位
d 要介護 4	893単位
e 要介護 5	942単位

(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	775単位
b 要介護 2	827単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	978単位

(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	915単位
e 要介護 5	965単位

(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)

a 要介護 1	748単位
b 要介護 2	797単位
c 要介護 3	845単位
d 要介護 4	893単位
e 要介護 5	942単位

(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(V)

a 要介護 1	775単位
b 要介護 2	827単位
c 要介護 3	877単位
d 要介護 4	927単位
e 要介護 5	978単位

(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(VI)

a 要介護 1	766単位
b 要介護 2	816単位
c 要介護 3	866単位
d 要介護 4	915単位
e 要介護 5	965単位

注 1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(19) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して
いるものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、
指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる
単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場
合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の15
に相当する単位数
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11
に相当する単位数

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>973単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,037単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,101単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,166単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,230単位</u> |

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>1,078単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,144単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,207単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,272単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,336単位</u> |

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>917単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>985単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,053単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,120単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,187単位</u> |

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>1,024単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,091単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,158単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,227単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,293単位</u> |

注 1～10 (略)
(3)～(18) (略)

(新設)

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>967単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,031単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,095単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,159単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,223単位</u> |

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>1,072単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,137単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,200単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,265単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,328単位</u> |

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>912単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>979単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,047単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,114単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,180単位</u> |

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>1,018単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>1,085単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>1,151単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>1,220単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,286単位</u> |

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	889単位
ii 要介護 2	956単位
iii 要介護 3	1,021単位
iv 要介護 4	1,086単位
v 要介護 5	1,152単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	996単位
ii 要介護 2	1,061単位
iii 要介護 3	1,128単位
iv 要介護 4	1,193単位
v 要介護 5	1,257単位

(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	874単位
ii 要介護 2	938単位
iii 要介護 3	1,003単位
iv 要介護 4	1,067単位
v 要介護 5	1,132単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	980単位
ii 要介護 2	1,045単位
iii 要介護 3	1,108単位
iv 要介護 4	1,174単位
v 要介護 5	1,237単位

(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	815単位
ii 要介護 2	879単位
iii 要介護 3	943単位
iv 要介護 4	1,008単位
v 要介護 5	1,072単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	921単位
ii 要介護 2	985単位
iii 要介護 3	1,050単位
iv 要介護 4	1,114単位
v 要介護 5	1,178単位

(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	721単位
b 要介護 2	785単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	884単位
ii 要介護 2	950単位
iii 要介護 3	1,015単位
iv 要介護 4	1,080単位
v 要介護 5	1,145単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	990単位
ii 要介護 2	1,055単位
iii 要介護 3	1,121単位
iv 要介護 4	1,186単位
v 要介護 5	1,250単位

(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	869単位
ii 要介護 2	933単位
iii 要介護 3	997単位
iv 要介護 4	1,061単位
v 要介護 5	1,125単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	974単位
ii 要介護 2	1,039単位
iii 要介護 3	1,102単位
iv 要介護 4	1,167単位
v 要介護 5	1,230単位

(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	810単位
ii 要介護 2	874単位
iii 要介護 3	938単位
iv 要介護 4	1,002単位
v 要介護 5	1,066単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1	916単位
ii 要介護 2	979単位
iii 要介護 3	1,044単位
iv 要介護 4	1,108単位
v 要介護 5	1,171単位

(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	717単位
b 要介護 2	780単位

c 要介護 3	850単位
d 要介護 4	914単位
e 要介護 5	979単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	828単位
b 要介護 2	891単位
c 要介護 3	956単位
d 要介護 4	1,021単位
e 要介護 5	1,084単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	1,099単位
ii 要介護 2	1,164単位
iii 要介護 3	1,228単位
iv 要介護 4	1,292単位
v 要介護 5	1,357単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,099単位
ii 要介護 2	1,164単位
iii 要介護 3	1,228単位
iv 要介護 4	1,292単位
v 要介護 5	1,357単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	1,044単位
ii 要介護 2	1,111単位
iii 要介護 3	1,180単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,314単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,044単位
ii 要介護 2	1,111単位
iii 要介護 3	1,180単位
iv 要介護 4	1,247単位
v 要介護 5	1,314単位

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

c 要介護 3	845単位
d 要介護 4	909単位
e 要介護 5	973単位
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
a 要介護 1	823単位
b 要介護 2	886単位
c 要介護 3	950単位
d 要介護 4	1,015単位
e 要介護 5	1,078単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	1,093単位
ii 要介護 2	1,157単位
iii 要介護 3	1,221単位
iv 要介護 4	1,285単位
v 要介護 5	1,349単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,093単位
ii 要介護 2	1,157単位
iii 要介護 3	1,221単位
iv 要介護 4	1,285単位
v 要介護 5	1,349単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護 1	1,038単位
ii 要介護 2	1,105単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,240単位
v 要介護 5	1,306単位
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護 1	1,038単位
ii 要介護 2	1,105単位
iii 要介護 3	1,173単位
iv 要介護 4	1,240単位
v 要介護 5	1,306単位

注 1～8 (略)

(4)～(13) (略)

(14) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(15)～(17) (略)

(18) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	698単位
b 要介護2	807単位
c 要介護3	1,041単位
d 要介護4	1,141単位
e 要介護5	1,230単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	808単位
b 要介護2	916単位
c 要介護3	1,151単位
d 要介護4	1,250単位
e 要介護5	1,340単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	688単位
b 要介護2	795単位
c 要介護3	1,026単位
d 要介護4	1,124単位
e 要介護5	1,212単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	796単位
b 要介護2	903単位
c 要介護3	1,134単位
d 要介護4	1,231単位
e 要介護5	1,320単位

(15)～(17) (略)

(新設)

4 介護医療院サービス

イ I型介護医療院サービス費(1日につき)

(1) I型介護医療院サービス費(I)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	694単位
b 要介護2	802単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,134単位
e 要介護5	1,223単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	803単位
b 要介護2	911単位
c 要介護3	1,144単位
d 要介護4	1,243単位
e 要介護5	1,332単位

(2) I型介護医療院サービス費(II)

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護1	684単位
b 要介護2	790単位
c 要介護3	1,020単位
d 要介護4	1,117単位
e 要介護5	1,205単位

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	791単位
b 要介護2	898単位
c 要介護3	1,127単位
d 要介護4	1,224単位
e 要介護5	1,312単位

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>672単位</u>
b 要介護 2	<u>779単位</u>
c 要介護 3	<u>1,010単位</u>
d 要介護 4	<u>1,107単位</u>
e 要介護 5	<u>1,196単位</u>

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>780単位</u>
b 要介護 2	<u>887単位</u>
c 要介護 3	<u>1,117単位</u>
d 要介護 4	<u>1,215単位</u>
e 要介護 5	<u>1,304単位</u>

ロ II型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>653単位</u>
b 要介護 2	<u>747単位</u>
c 要介護 3	<u>953単位</u>
d 要介護 4	<u>1,040単位</u>
e 要介護 5	<u>1,118単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>762単位</u>
b 要介護 2	<u>857単位</u>
c 要介護 3	<u>1,062単位</u>
d 要介護 4	<u>1,150単位</u>
e 要介護 5	<u>1,228単位</u>

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>637単位</u>
b 要介護 2	<u>731単位</u>
c 要介護 3	<u>936単位</u>
d 要介護 4	<u>1,024単位</u>
e 要介護 5	<u>1,102単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>746単位</u>
b 要介護 2	<u>841単位</u>
c 要介護 3	<u>1,046単位</u>
d 要介護 4	<u>1,134単位</u>
e 要介護 5	<u>1,212単位</u>

(3) I型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>668単位</u>
b 要介護 2	<u>774単位</u>
c 要介護 3	<u>1,004単位</u>
d 要介護 4	<u>1,101単位</u>
e 要介護 5	<u>1,189単位</u>

(二) I型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>775単位</u>
b 要介護 2	<u>882単位</u>
c 要介護 3	<u>1,111単位</u>
d 要介護 4	<u>1,208単位</u>
e 要介護 5	<u>1,296単位</u>

ロ II型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) II型介護医療院サービス費(I)

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>649単位</u>
b 要介護 2	<u>743単位</u>
c 要介護 3	<u>947単位</u>
d 要介護 4	<u>1,034単位</u>
e 要介護 5	<u>1,112単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>758単位</u>
b 要介護 2	<u>852単位</u>
c 要介護 3	<u>1,056単位</u>
d 要介護 4	<u>1,143単位</u>
e 要介護 5	<u>1,221単位</u>

(2) II型介護医療院サービス費Ⅱ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>633単位</u>
b 要介護 2	<u>727単位</u>
c 要介護 3	<u>931単位</u>
d 要介護 4	<u>1,018単位</u>
e 要介護 5	<u>1,096単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>742単位</u>
b 要介護 2	<u>836単位</u>
c 要介護 3	<u>1,040単位</u>
d 要介護 4	<u>1,127単位</u>
e 要介護 5	<u>1,205単位</u>

(3) II型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>626単位</u>
b 要介護 2	<u>720単位</u>
c 要介護 3	<u>925単位</u>
d 要介護 4	<u>1,013単位</u>
e 要介護 5	<u>1,091単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>735単位</u>
b 要介護 2	<u>830単位</u>
c 要介護 3	<u>1,035単位</u>
d 要介護 4	<u>1,123単位</u>
e 要介護 5	<u>1,201単位</u>

ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>639単位</u>
b 要介護 2	<u>739単位</u>
c 要介護 3	<u>960単位</u>
d 要介護 4	<u>1,052単位</u>
e 要介護 5	<u>1,137単位</u>

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>740単位</u>
b 要介護 2	<u>843単位</u>
c 要介護 3	<u>1,061単位</u>
d 要介護 4	<u>1,155単位</u>
e 要介護 5	<u>1,238単位</u>

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>593単位</u>
b 要介護 2	<u>684単位</u>
c 要介護 3	<u>879単位</u>
d 要介護 4	<u>963単位</u>
e 要介護 5	<u>1,037単位</u>

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>698単位</u>
b 要介護 2	<u>789単位</u>
c 要介護 3	<u>984単位</u>
d 要介護 4	<u>1,066単位</u>
e 要介護 5	<u>1,141単位</u>

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>825単位</u>
b 要介護 2	<u>933単位</u>

(3) II型介護医療院サービス費Ⅲ

(一) II型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>622単位</u>
b 要介護 2	<u>716単位</u>
c 要介護 3	<u>920単位</u>
d 要介護 4	<u>1,007単位</u>
e 要介護 5	<u>1,085単位</u>

(二) II型介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>731単位</u>
b 要介護 2	<u>825単位</u>
c 要介護 3	<u>1,029単位</u>
d 要介護 4	<u>1,116単位</u>
e 要介護 5	<u>1,194単位</u>

ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）

(1) I型特別介護医療院サービス費

(一) I型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>635単位</u>
b 要介護 2	<u>735単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,046単位</u>
e 要介護 5	<u>1,130単位</u>

(二) I型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>736単位</u>
b 要介護 2	<u>838単位</u>
c 要介護 3	<u>1,055単位</u>
d 要介護 4	<u>1,148単位</u>
e 要介護 5	<u>1,231単位</u>

(2) II型特別介護医療院サービス費

(一) II型特別介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>590単位</u>
b 要介護 2	<u>680単位</u>
c 要介護 3	<u>874単位</u>
d 要介護 4	<u>957単位</u>
e 要介護 5	<u>1,031単位</u>

(二) II型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護 1	<u>694単位</u>
b 要介護 2	<u>784単位</u>
c 要介護 3	<u>978単位</u>
d 要介護 4	<u>1,060単位</u>
e 要介護 5	<u>1,134単位</u>

ニ ユニット型I型介護医療院サービス費（1日につき）

(1) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

(一) ユニット型I型介護医療院サービス費(i)

a 要介護 1	<u>820単位</u>
b 要介護 2	<u>928単位</u>

c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	825単位
b 要介護 2	933単位
c 要介護 3	1,168単位
d 要介護 4	1,267単位
e 要介護 5	1,357単位
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	921単位
c 要介護 3	1,153単位
d 要介護 4	1,250単位
e 要介護 5	1,339単位
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（１日につき）	
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	824単位
(二) 要介護 2	924単位
(三) 要介護 3	1,142単位
(四) 要介護 4	1,234単位
(五) 要介護 5	1,318単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（１日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位

c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	820単位
b 要介護 2	928単位
c 要介護 3	1,161単位
d 要介護 4	1,260単位
e 要介護 5	1,349単位
(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	810単位
b 要介護 2	916単位
c 要介護 3	1,146単位
d 要介護 4	1,243単位
e 要介護 5	1,331単位
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（１日につき）	
(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(i)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(ii)	
(一) 要介護 1	819単位
(二) 要介護 2	919単位
(三) 要介護 3	1,135単位
(四) 要介護 4	1,227単位
(五) 要介護 5	1,310単位
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（１日につき）	
(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	870単位

c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,271単位
(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	774単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	1,095単位
d 要介護 4	1,188単位
e 要介護 5	1,271単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	783単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,173単位
e 要介護 5	1,251単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	783単位
b 要介護 2	878単位
c 要介護 3	1,084単位
d 要介護 4	1,173単位
e 要介護 5	1,251単位

注 1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

オ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからロまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからロまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

c 要介護 3	1,089単位
d 要介護 4	1,181単位
e 要介護 5	1,264単位
(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	770単位
b 要介護 2	870単位
c 要介護 3	1,089単位
d 要介護 4	1,181単位
e 要介護 5	1,264単位
(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	
(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(i)	
a 要介護 1	778単位
b 要介護 2	873単位
c 要介護 3	1,078単位
d 要介護 4	1,166単位
e 要介護 5	1,244単位
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)	
a 要介護 1	778単位
b 要介護 2	873単位
c 要介護 3	1,078単位
d 要介護 4	1,166単位
e 要介護 5	1,244単位

注 1～12 (略)

ト～ソ (略)

ツ 緊急時施設診療費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

ネ～ノ (略)

(新設)

(厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の一部改正)
第四条 厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前
別表第一 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) 注 (略) 5～17 (略)	125単位		別表第一 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) 注 (略) 5～17 (略)
			別表第二 1～3 (略)
			4 重度療養管理(1日につき) 注 (略)
			123単位
			5～17 (略)

(居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部改正)

第五条 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成十二年厚生省告示第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前
一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十一条に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。			一 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第四十一条に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が受ける居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要介護状態区分に応じそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要介護被保険者が居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。
			イ (略)
			ロ 要介護一 一万六千七百六十五単位
			ハ 要介護二 一万九千七百五十一単位
			ニ 要介護三 二万七千四百八十八単位
二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。			ホ 要介護四 三万九百三十八単位
			ヘ 要介護五 三万六千二百十七単位
			イ (略)
			ロ 要介護一 一万六千六百九十二単位
			ハ 要介護二 一万九千六百十六単位
備考 (略)			ニ 要介護三 二万六千九百三十一単位
			ホ 要介護四 三万八百六十六単位
			ヘ 要介護五 三万六千六十五単位
			イ (略)
			ロ 要支援一 五千三十三単位
備考 (略)			イ 要支援二 一万四百七十三単位
			ロ 要支援一 五千三十三単位
			イ 要支援二 一万五百三十一単位
			ロ 要支援一 五千三十三単位
			イ 要支援二 一万五百三十一単位

(介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第六条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正		改 正	
後	前	後	前
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。		

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)

第七条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正		改 正	
後	前	後	前
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の額及び施設その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等(同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。)における居住等に要する平均的な費用の額及び施設その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者(同条第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。)における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
区 分	額	区 分	額
ユニット型個室	一日につき二千六円	ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円	ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
従来型個室(特養等)	一日につき千七百七十一円	従来型個室(特養等)	一日につき千五百五十円
従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百六十八円	従来型個室(老健・療養等)	一日につき千六百四十円
多床室(特養等)	一日につき八百五十五円	多床室(特養等)	一日につき八百四十円
多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十七円	多床室(老健・療養等)	一日につき三百七十円

備考
(略)

備考
(略)

第八条 (介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正)
介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百九十二円とする。			介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。		

（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部改正）

第九条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後	改	正	前
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。			介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
備考 (略)			備考 (略)		
区	分	額	区	分	額
ユニット型個室		一日につき二千六円	ユニット型個室		一日につき千九百七十円
ユニット型個室的多床室		一日につき千六百六十八円	ユニット型個室的多床室		一日につき千六百四十円
従来型個室		一日につき千七百一十二円	従来型個室		一日につき千百五十円
多床室		一日につき八百五十五円	多床室		一日につき八百四十円

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき） (1) 訪問看護サービスを行わない場合 (一) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5			別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)（1月につき） (1) 訪問看護サービスを行わない場合 (一) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5		
5,680単位 10,138単位 16,833単位 21,293単位 25,752単位			5,666単位 10,114単位 16,793単位 21,242単位 25,690単位		

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,287単位
(二) 要介護2	12,946単位
(三) 要介護3	19,762単位
(四) 要介護4	24,361単位
(五) 要介護5	29,512単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,680単位
(2) 要介護2	10,138単位
(3) 要介護3	16,833単位
(4) 要介護4	21,293単位
(5) 要介護5	25,752単位
注1～14 (略)	

ハ～チ (略)

リ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,751単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	409単位
(二) 要介護2	469単位

(2) 訪問看護サービスを行う場合

(一) 要介護1	8,267単位
(二) 要介護2	12,915単位
(三) 要介護3	19,714単位
(四) 要介護4	24,302単位
(五) 要介護5	29,441単位

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)

(1) 要介護1	5,666単位
(2) 要介護2	10,114単位
(3) 要介護3	16,793単位
(4) 要介護4	21,242単位
(5) 要介護5	25,690単位
注1～14 (略)	

ハ～チ (略)

(新設)

2 夜間対応型訪問介護費

イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数

ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 1月につき2,742単位

注1～5 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

2の2 地域密着型通所介護費

イ 地域密着型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	407単位
(二) 要介護2	466単位

(三) 要介護3	<u>530単位</u>
(四) 要介護4	<u>589単位</u>
(五) 要介護5	<u>651単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>428単位</u>
(二) 要介護2	<u>491単位</u>
(三) 要介護3	<u>555単位</u>
(四) 要介護4	<u>617単位</u>
(五) 要介護5	<u>682単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>645単位</u>
(二) 要介護2	<u>761単位</u>
(三) 要介護3	<u>879単位</u>
(四) 要介護4	<u>995単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,113単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>666単位</u>
(二) 要介護2	<u>786単位</u>
(三) 要介護3	<u>908単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,029単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,150単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>739単位</u>
(二) 要介護2	<u>873単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,012単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,150単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,288単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>768単位</u>
(二) 要介護2	<u>908単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,052単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,197単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,339単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,012単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,519単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

(三) 要介護3	<u>527単位</u>
(四) 要介護4	<u>586単位</u>
(五) 要介護5	<u>647単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>426単位</u>
(二) 要介護2	<u>488単位</u>
(三) 要介護3	<u>552単位</u>
(四) 要介護4	<u>614単位</u>
(五) 要介護5	<u>678単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>641単位</u>
(二) 要介護2	<u>757単位</u>
(三) 要介護3	<u>874単位</u>
(四) 要介護4	<u>990単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,107単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>662単位</u>
(二) 要介護2	<u>782単位</u>
(三) 要介護3	<u>903単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,023単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,144単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>735単位</u>
(二) 要介護2	<u>868単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,006単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,144単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,281単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要介護1	<u>764単位</u>
(二) 要介護2	<u>903単位</u>
(三) 要介護3	<u>1,046単位</u>
(四) 要介護4	<u>1,190単位</u>
(五) 要介護5	<u>1,332単位</u>
□ 療養通所介護費	
(1) 所要時間3時間以上6時間未満の場合	<u>1,007単位</u>
(2) 所要時間6時間以上8時間未満の場合	<u>1,511単位</u>
注1～22 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	540単位
b 要介護2	594単位
c 要介護3	650単位
d 要介護4	705単位
e 要介護5	759単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	566単位
b 要介護2	623単位
c 要介護3	681単位
d 要介護4	738単位
e 要介護5	795単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	853単位
b 要介護2	945単位
c 要介護3	1,035単位
d 要介護4	1,127単位
e 要介護5	1,219単位

(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

a 要介護1	875単位
b 要介護2	969単位
c 要介護3	1,061単位
d 要介護4	1,156単位
e 要介護5	1,250単位

(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

a 要介護1	989単位
b 要介護2	1,097単位
c 要介護3	1,204単位
d 要介護4	1,312単位
e 要介護5	1,420単位

(新設)

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

(1) 認知症対応型通所介護費(i)

(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護1	538単位
b 要介護2	592単位
c 要介護3	647単位
d 要介護4	702単位
e 要介護5	756単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

a 要介護1	564単位
b 要介護2	620単位
c 要介護3	678単位
d 要介護4	735単位
e 要介護5	792単位

(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

a 要介護1	849単位
b 要介護2	941単位
c 要介護3	1,031単位
d 要介護4	1,122単位
e 要介護5	1,214単位

(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

a 要介護1	871単位
b 要介護2	965単位
c 要介護3	1,057単位
d 要介護4	1,151単位
e 要介護5	1,245単位

(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

a 要介護1	985単位
b 要介護2	1,092単位
c 要介護3	1,199単位
d 要介護4	1,307単位
e 要介護5	1,414単位

(ㄆ) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>1,021単位</u>
b 要介護2	<u>1,132単位</u>
c 要介護3	<u>1,242単位</u>
d 要介護4	<u>1,355単位</u>
e 要介護5	<u>1,465単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	<u>489単位</u>
b 要介護2	<u>538単位</u>
c 要介護3	<u>586単位</u>
d 要介護4	<u>636単位</u>
e 要介護5	<u>685単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	<u>512単位</u>
b 要介護2	<u>563単位</u>
c 要介護3	<u>615単位</u>
d 要介護4	<u>666単位</u>
e 要介護5	<u>717単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	<u>767単位</u>
b 要介護2	<u>849単位</u>
c 要介護3	<u>931単位</u>
d 要介護4	<u>1,011単位</u>
e 要介護5	<u>1,094単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要介護1	<u>786単位</u>
b 要介護2	<u>871単位</u>
c 要介護3	<u>955単位</u>
d 要介護4	<u>1,037単位</u>
e 要介護5	<u>1,122単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>984単位</u>
c 要介護3	<u>1,081単位</u>
d 要介護4	<u>1,177単位</u>
e 要介護5	<u>1,272単位</u>
(ㄆ) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>917単位</u>
b 要介護2	<u>1,015単位</u>
c 要介護3	<u>1,115単位</u>
d 要介護4	<u>1,215単位</u>
e 要介護5	<u>1,314単位</u>

(ㄆ) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>1,017単位</u>
b 要介護2	<u>1,127単位</u>
c 要介護3	<u>1,237単位</u>
d 要介護4	<u>1,349単位</u>
e 要介護5	<u>1,459単位</u>
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	<u>487単位</u>
b 要介護2	<u>536単位</u>
c 要介護3	<u>584単位</u>
d 要介護4	<u>633単位</u>
e 要介護5	<u>682単位</u>
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要介護1	<u>510単位</u>
b 要介護2	<u>561単位</u>
c 要介護3	<u>612単位</u>
d 要介護4	<u>663単位</u>
e 要介護5	<u>714単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	<u>764単位</u>
b 要介護2	<u>845単位</u>
c 要介護3	<u>927単位</u>
d 要介護4	<u>1,007単位</u>
e 要介護5	<u>1,089単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要介護1	<u>783単位</u>
b 要介護2	<u>867単位</u>
c 要介護3	<u>951単位</u>
d 要介護4	<u>1,033単位</u>
e 要介護5	<u>1,117単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>980単位</u>
c 要介護3	<u>1,076単位</u>
d 要介護4	<u>1,172単位</u>
e 要介護5	<u>1,267単位</u>
(ㄆ) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要介護1	<u>913単位</u>
b 要介護2	<u>1,011単位</u>
c 要介護3	<u>1,110単位</u>
d 要介護4	<u>1,210単位</u>
e 要介護5	<u>1,308単位</u>

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>265単位</u>
(二) 要介護2	<u>275単位</u>
(三) 要介護3	<u>284単位</u>
(四) 要介護4	<u>293単位</u>
(五) 要介護5	<u>303単位</u>

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>277単位</u>
(二) 要介護2	<u>288単位</u>
(三) 要介護3	<u>297単位</u>
(四) 要介護4	<u>307単位</u>
(五) 要介護5	<u>317単位</u>

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>443単位</u>
(二) 要介護2	<u>458単位</u>
(三) 要介護3	<u>475単位</u>
(四) 要介護4	<u>491単位</u>
(五) 要介護5	<u>507単位</u>

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>455単位</u>
(二) 要介護2	<u>470単位</u>
(三) 要介護3	<u>487単位</u>
(四) 要介護4	<u>503単位</u>
(五) 要介護5	<u>519単位</u>

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>520単位</u>
(二) 要介護2	<u>539単位</u>
(三) 要介護3	<u>557単位</u>
(四) 要介護4	<u>575単位</u>
(五) 要介護5	<u>595単位</u>

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>537単位</u>
(二) 要介護2	<u>556単位</u>
(三) 要介護3	<u>575単位</u>
(四) 要介護4	<u>594単位</u>
(五) 要介護5	<u>615単位</u>

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行っ

ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>264単位</u>
(二) 要介護2	<u>274単位</u>
(三) 要介護3	<u>283単位</u>
(四) 要介護4	<u>292単位</u>
(五) 要介護5	<u>302単位</u>

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>276単位</u>
(二) 要介護2	<u>287単位</u>
(三) 要介護3	<u>296単位</u>
(四) 要介護4	<u>306単位</u>
(五) 要介護5	<u>316単位</u>

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>441単位</u>
(二) 要介護2	<u>456単位</u>
(三) 要介護3	<u>473単位</u>
(四) 要介護4	<u>489単位</u>
(五) 要介護5	<u>505単位</u>

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>453単位</u>
(二) 要介護2	<u>468単位</u>
(三) 要介護3	<u>485単位</u>
(四) 要介護4	<u>501単位</u>
(五) 要介護5	<u>517単位</u>

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>518単位</u>
(二) 要介護2	<u>537単位</u>
(三) 要介護3	<u>555単位</u>
(四) 要介護4	<u>573単位</u>
(五) 要介護5	<u>593単位</u>

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 要介護1	<u>535単位</u>
(二) 要介護2	<u>554単位</u>
(三) 要介護3	<u>573単位</u>
(四) 要介護4	<u>592単位</u>
(五) 要介護5	<u>612単位</u>

注1～13 (略)

ハ・ニ (略)

(新設)

た場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,364単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,232単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,157単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,454単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,964単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,338単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,724単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,963単位</u>
(四) 要介護4	<u>22,033単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,295単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>567単位</u>
(2) 要介護2	<u>634単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>835単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>10,320単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,167単位</u>
(三) 要介護3	<u>22,062単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,350単位</u>
(五) 要介護5	<u>26,849単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>9,298単位</u>
(二) 要介護2	<u>13,665単位</u>
(三) 要介護3	<u>19,878単位</u>
(四) 要介護4	<u>21,939単位</u>
(五) 要介護5	<u>24,191単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>565単位</u>
(2) 要介護2	<u>632単位</u>
(3) 要介護3	<u>700単位</u>
(4) 要介護4	<u>767単位</u>
(5) 要介護5	<u>832単位</u>

注1～7（略）

ハ～ワ（略）

（新設）

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	761単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	820単位
(四) 要介護4	837単位
(五) 要介護5	854単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	749単位
(二) 要介護2	784単位
(三) 要介護3	808単位
(四) 要介護4	824単位
(五) 要介護5	840単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	789単位
(二) 要介護2	825単位
(三) 要介護3	849単位
(四) 要介護4	865単位
(五) 要介護5	882単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	777単位
(二) 要介護2	813単位
(三) 要介護3	837単位
(四) 要介護4	853単位
(五) 要介護5	869単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

ヲ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	759単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	818単位
(四) 要介護4	835単位
(五) 要介護5	852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	747単位
(二) 要介護2	782単位
(三) 要介護3	806単位
(四) 要介護4	822単位
(五) 要介護5	838単位

ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)

(一) 要介護1	787単位
(二) 要介護2	823単位
(三) 要介護3	847単位
(四) 要介護4	863単位
(五) 要介護5	880単位

(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)

(一) 要介護1	775単位
(二) 要介護2	811単位
(三) 要介護3	835単位
(四) 要介護4	851単位
(五) 要介護5	867単位

注1～7 (略)

ハ～ル (略)

(新設)

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>535単位</u>
(2) 要介護2	<u>601単位</u>
(3) 要介護3	<u>670単位</u>
(4) 要介護4	<u>734単位</u>
(5) 要介護5	<u>802単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）	
（一）要介護1	<u>567単位</u>
（二）要介護2	<u>636単位</u>
（三）要介護3	<u>706単位</u>
（四）要介護4	<u>776単位</u>
（五）要介護5	<u>843単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

（一）要介護1	<u>567単位</u>
（二）要介護2	<u>636単位</u>
（三）要介護3	<u>706単位</u>
（四）要介護4	<u>776単位</u>
（五）要介護5	<u>843単位</u>

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>534単位</u>
(2) 要介護2	<u>599単位</u>
(3) 要介護3	<u>668単位</u>
(4) 要介護4	<u>732単位</u>
(5) 要介護5	<u>800単位</u>

注1～11（略）

ハ～ト（略）

（新設）

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき）	
（一）要介護1	<u>565単位</u>
（二）要介護2	<u>634単位</u>
（三）要介護3	<u>704単位</u>
（四）要介護4	<u>774単位</u>
（五）要介護5	<u>841単位</u>

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき）

（一）要介護1	<u>565単位</u>
（二）要介護2	<u>634単位</u>
（三）要介護3	<u>704単位</u>
（四）要介護4	<u>774単位</u>
（五）要介護5	<u>841単位</u>

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	646単位
(二) 要介護2	714単位
(三) 要介護3	787単位
(四) 要介護4	857単位
(五) 要介護5	925単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	661単位
(二) 要介護2	726単位
(三) 要介護3	796単位
(四) 要介護4	861単位
(五) 要介護5	926単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	732単位
(二) 要介護2	797単位
(三) 要介護3	868単位
(四) 要介護4	934単位
(五) 要介護5	998単位

注1～18 (略)

ホ～ト (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に

ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) (1日につき)

(一) 要介護1	644単位
(二) 要介護2	712単位
(三) 要介護3	785単位
(四) 要介護4	854単位
(五) 要介護5	922単位

ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	659単位
(二) 要介護2	724単位
(三) 要介護3	794単位
(四) 要介護4	859単位
(五) 要介護5	923単位

ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)

(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)

(一) 要介護1	730単位
(二) 要介護2	795単位
(三) 要介護3	866単位
(四) 要介護4	931単位
(五) 要介護5	995単位

注1～18 (略)

ホ～ト (略)

(新設)

従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>12,401単位</u>
(二) 要介護2	<u>17,352単位</u>
(三) 要介護3	<u>24,392単位</u>
(四) 要介護4	<u>27,665単位</u>
(五) 要介護5	<u>31,293単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>11,173単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,634単位</u>
(三) 要介護3	<u>21,977単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,926単位</u>
(五) 要介護5	<u>28,195単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>568単位</u>
(2) 要介護2	<u>635単位</u>
(3) 要介護3	<u>703単位</u>
(4) 要介護4	<u>770単位</u>
(5) 要介護5	<u>836単位</u>

注1～11 （略）

ハ～ヨ （略）

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>12,341単位</u>
(二) 要介護2	<u>17,268単位</u>
(三) 要介護3	<u>24,274単位</u>
(四) 要介護4	<u>27,531単位</u>
(五) 要介護5	<u>31,141単位</u>

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

(一) 要介護1	<u>11,119単位</u>
(二) 要介護2	<u>15,558単位</u>
(三) 要介護3	<u>21,871単位</u>
(四) 要介護4	<u>24,805単位</u>
(五) 要介護5	<u>28,058単位</u>

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

(1) 要介護1	<u>565単位</u>
(2) 要介護2	<u>632単位</u>
(3) 要介護3	<u>700単位</u>
(4) 要介護4	<u>767単位</u>
(5) 要介護5	<u>832単位</u>

注1～11 （略）

ハ～ヨ （略）

（新設）

(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十一条 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>849単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) ニ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イ及びロにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ及びロにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>301単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>449単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>790単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,084単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>287単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>254単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>380単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>550単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>810単位</u> 注 1～12 (略) ハ～ヘ (略) 3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>292単位</u> 注 1～10 (略) ロ・ハ (略) 4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>509単位</u> （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>485単位</u> （三）（一）及び（二）以外の場合 <u>444単位</u>	1 介護予防訪問入浴介護費 イ 介護予防訪問入浴介護費 <u>845単位</u> 注 1～8 (略) ロ・ハ (略) (新設) 2 介護予防訪問看護費 イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>300単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>448単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>787単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>1,080単位</u> (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） <u>286単位</u> ロ 病院又は診療所の場合 (1) 所要時間20分未満の場合 <u>253単位</u> (2) 所要時間30分未満の場合 <u>379単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>548単位</u> (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>807単位</u> 注 1～12 (略) ハ～ヘ (略) 3 介護予防訪問リハビリテーション費 イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき） <u>290単位</u> 注 1～10 (略) ロ・ハ (略) 4 介護予防居宅療養管理指導費 イ 医師が行う場合 (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I) （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>507単位</u> （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 <u>483単位</u> （三）（一）及び（二）以外の場合 <u>442単位</u>

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 295単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 285単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 261単位

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 560単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 379単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 345単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 539単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 485単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 444単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 356単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 324単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 296単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

- (1) 要支援1 1,721単位
 (2) 要支援2 3,634単位

注1～9 (略)

ロ～リ (略)

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区

(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅲ)

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 294単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 284単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 260単位

注1～5 (略)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注1～4 (略)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 558単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 414単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位
 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 376単位
 (三) (一)及び(二)以外の場合 344単位

注1～5 (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 537単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 442単位

注1～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 355単位
 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 323単位
 (3) (1)及び(2)以外の場合 295単位

注1～4 (略)

ヘ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

- (1) 要支援1 1,712単位
 (2) 要支援2 3,615単位

注1～9 (略)

ロ～リ (略)

(新設)

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 466単位
- b 要支援2 579単位
- (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 466単位
- b 要支援2 579単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 438単位
- b 要支援2 545単位
- (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 438単位
- b 要支援2 545単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 545単位
- b 要支援2 662単位
- (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 545単位
- b 要支援2 662単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 514単位
- b 要支援2 638単位
- (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 514単位
- b 要支援2 638単位

注1～13 (略)

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 465単位
- b 要支援2 577単位
- (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 465単位
- b 要支援2 577単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 437単位
- b 要支援2 543単位
- (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 437単位
- b 要支援2 543単位

ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 543単位
- b 要支援2 660単位
- (二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 543単位
- b 要支援2 660単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

- (一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)
- a 要支援1 512単位
- b 要支援2 636単位
- (二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)
- a 要支援1 512単位
- b 要支援2 636単位

注1～13 (略)

ハ～ヘ (略)

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 580単位

ii 要支援 2 721単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 762単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 613単位

ii 要支援 2 768単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 660単位

ii 要支援 2 816単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 584単位

ii 要支援 2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 777単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 584単位

ii 要支援 2 725単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 621単位

ii 要支援 2 777単位

ハ～ヘ (略)

(新設)

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 578単位

ii 要支援 2 719単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 619単位

ii 要支援 2 759単位

c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 611単位

ii 要支援 2 765単位

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 658単位

ii 要支援 2 813単位

(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 582単位

ii 要支援 2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 619単位

ii 要支援 2 774単位

(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)

a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 582単位

ii 要支援 2 723単位

b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 619単位

ii 要支援 2 774単位

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	568単位
ii 要支援2	707単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	601単位
ii 要支援2	752単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	623単位
ii 要支援2	781単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	668単位
ii 要支援2	826単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	651単位
ii 要支援2	809単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	611単位
ii 要支援2	764単位
注1～14 (略)	

(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	566単位
ii 要支援2	705単位
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	599単位
ii 要支援2	750単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i 要支援1	621単位
ii 要支援2	778単位
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i 要支援1	666単位
ii 要支援2	823単位
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	649単位
ii 要支援2	806単位
(四) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	609単位
ii 要支援2	762単位
注1～14 (略)	

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 525単位

ii 要支援 2 659単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 553単位

ii 要支援 2 687単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 543単位

ii 要支援 2 677単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 581単位

ii 要支援 2 736単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1 614単位

ii 要支援 2 769単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1 602単位

ii 要支援 2 757単位

(3)・(4) (略)

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1・2 (略)

(二) (略)

(6)・(7) (略)

(新設)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 523単位

ii 要支援 2 657単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 551単位

ii 要支援 2 685単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 541単位

ii 要支援 2 675単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 579単位

ii 要支援 2 734単位

e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)

i 要支援 1 612単位

ii 要支援 2 767単位

f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)

i 要支援 1 600単位

ii 要支援 2 755単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 494単位ii 要支援 2 619単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 509単位ii 要支援 2 634単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 552単位ii 要支援 2 698単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 570単位ii 要支援 2 716単位

(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 477単位ii 要支援 2 596単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 536単位ii 要支援 2 676単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 534単位ii 要支援 2 668単位

b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 591単位ii 要支援 2 746単位

(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 534単位ii 要支援 2 668単位

b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 591単位ii 要支援 2 746単位

(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援 1 607単位b 要支援 2 764単位

(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 492単位ii 要支援 2 617単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 507単位ii 要支援 2 632単位

c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)

i 要支援 1 550単位ii 要支援 2 696単位

d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)

i 要支援 1 568単位ii 要支援 2 714単位

(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 476単位ii 要支援 2 594単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 534単位ii 要支援 2 674単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 532単位ii 要支援 2 666単位

b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 589単位ii 要支援 2 744単位

(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 532単位ii 要支援 2 666単位

b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 589単位ii 要支援 2 744単位

(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援 1 605単位b 要支援 2 762単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	635単位
b 要支援 2	792単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	625単位
b 要支援 2	782単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	607単位
b 要支援 2	764単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	635単位
b 要支援 2	792単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援 1	625単位
b 要支援 2	782単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	607単位
b 要支援 2	764単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	607単位
b 要支援 2	764単位
注 1～11 （略）	
(5)～(9) （略）	
<u>10) 介護職員等特定処遇改善加算</u>	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して	
いるものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用	
者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従	
い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を	
算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) <u>介護職員等特定処遇改善加算(I)</u> (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の15	
に相当する単位数	
(二) <u>介護職員等特定処遇改善加算(II)</u> (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11	
に相当する単位数	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	509単位
ii 要支援 2	639単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	633単位
b 要支援 2	790単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援 1	623単位
b 要支援 2	780単位
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援 1	605単位
b 要支援 2	762単位
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 要支援 1	633単位
b 要支援 2	790単位
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援 1	623単位
b 要支援 2	780単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援 1	605単位
b 要支援 2	762単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援 1	605単位
b 要支援 2	762単位
注 1～11 （略）	
(5)～(9) （略）	
（新設）	
ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援 1	507単位
ii 要支援 2	637単位

b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>536単位</u>
ii	要支援 2	<u>666単位</u>
c	診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>527単位</u>
ii	要支援 2	<u>657単位</u>
d	診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>566単位</u>
ii	要支援 2	<u>717単位</u>
e	診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>598単位</u>
ii	要支援 2	<u>749単位</u>
f	診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>587単位</u>
ii	要支援 2	<u>738単位</u>
(二)	診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>452単位</u>
ii	要支援 2	<u>565単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>516単位</u>
ii	要支援 2	<u>651単位</u>
(2)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>591単位</u>
b	要支援 2	<u>744単位</u>
(二)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>618単位</u>
b	要支援 2	<u>771単位</u>
(三)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援 1	<u>609単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>
(四)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援 1	<u>591単位</u>
b	要支援 2	<u>744単位</u>
(五)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>618単位</u>
b	要支援 2	<u>771単位</u>
(六)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援 1	<u>609単位</u>
b	要支援 2	<u>762単位</u>

b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>534単位</u>
ii	要支援 2	<u>664単位</u>
c	診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	
i	要支援 1	<u>525単位</u>
ii	要支援 2	<u>655単位</u>
d	診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	
i	要支援 1	<u>564単位</u>
ii	要支援 2	<u>715単位</u>
e	診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i	要支援 1	<u>596単位</u>
ii	要支援 2	<u>747単位</u>
f	診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	
i	要支援 1	<u>585単位</u>
ii	要支援 2	<u>736単位</u>
(二)	診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援 1	<u>451単位</u>
ii	要支援 2	<u>563単位</u>
b	診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援 1	<u>514単位</u>
ii	要支援 2	<u>649単位</u>
(2)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	要支援 1	<u>589単位</u>
b	要支援 2	<u>742単位</u>
(二)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a	要支援 1	<u>616単位</u>
b	要支援 2	<u>769単位</u>
(三)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>760単位</u>
(四)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a	要支援 1	<u>589単位</u>
b	要支援 2	<u>742単位</u>
(五)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	
a	要支援 1	<u>616単位</u>
b	要支援 2	<u>769単位</u>
(六)	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a	要支援 1	<u>607単位</u>
b	要支援 2	<u>760単位</u>

注 1～10 (略)
(3)～(7) (略)

(8) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 815単位

ii 要支援 2 977単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 922単位

ii 要支援 2 1,077単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 752単位

ii 要支援 2 922単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 810単位

ii 要支援 2 1,001単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 730単位

ii 要支援 2 894単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 788単位

ii 要支援 2 974単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 718単位

ii 要支援 2 878単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 775単位

ii 要支援 2 958単位

注 1～10 (略)
(3)～(7) (略)

(新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 813単位

ii 要支援 2 974単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 919単位

ii 要支援 2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅲ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 750単位

ii 要支援 2 919単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 808単位

ii 要支援 2 998単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅳ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 728単位

ii 要支援 2 892単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 786単位

ii 要支援 2 971単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費Ⅴ

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 716単位

ii 要支援 2 876単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 773単位

ii 要支援 2 955単位

(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	658単位
ii 要支援2	819単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	765単位
ii 要支援2	921単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	566単位
b 要支援2	727単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	624単位
b 要支援2	806単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	942単位
ii 要支援2	1,098単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	834単位
ii 要支援2	1,027単位
注1～6 （略）	
(4)～(7) （略）	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	

(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	656単位
ii 要支援2	817単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	763単位
ii 要支援2	918単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	564単位
b 要支援2	725単位
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	622単位
b 要支援2	804単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	939単位
ii 要支援2	1,095単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	832単位
ii 要支援2	1,024単位
注1～6 （略）	
(4)～(7) （略）	
(新設)	

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

578単位

712単位

- (二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

568単位

702単位

- (三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

552単位

686単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

551単位

674単位

- (二) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

535単位

658単位

- (三) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

524単位

647単位

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

576単位

710単位

- (二) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

566単位

700単位

- (三) I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
- a I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

550単位

684単位

(2) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

- (一) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

549単位

672単位

- (二) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2
 - b II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

533単位

656単位

- (三) II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(III)
- a II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1
 - ii 要支援2

522単位

645単位

b	Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	585単位
ii	要支援2	729単位
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	525単位
ii	要支援2	652単位
b	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	581単位
ii	要支援2	728単位
(二)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	500単位
ii	要支援2	617単位
b	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	558単位
ii	要支援2	695単位
(4)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	660単位
ii	要支援2	818単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	660単位
ii	要支援2	818単位
(二)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	650単位
ii	要支援2	808単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	650単位
ii	要支援2	808単位
(5)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	674単位
b	要支援2	821単位
(二)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	674単位
b	要支援2	821単位

b	Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	583単位
ii	要支援2	727単位
(3)	特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	523単位
ii	要支援2	650単位
b	Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	579単位
ii	要支援2	726単位
(二)	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	
a	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	498単位
ii	要支援2	615単位
b	Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	556単位
ii	要支援2	693単位
(4)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	658単位
ii	要支援2	815単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	658単位
ii	要支援2	815単位
(二)	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
i	要支援1	648単位
ii	要支援2	805単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i	要支援1	648単位
ii	要支援2	805単位
(5)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)	
a	要支援1	672単位
b	要支援2	818単位
(二)	ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)	
a	要支援1	672単位
b	要支援2	818単位

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 618単位

ii 要支援 2 767単位

b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 618単位

ii 要支援 2 767単位

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 643単位

ii 要支援 2 781単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 643単位

ii 要支援 2 781単位

注 1～11 （略）

(7) （略）

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理（１日につき） 518単位

注 1・2 （略）

ロ （略）

(9)～(12) （略）

(13) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(二) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要支援 1 181単位

(2) 要支援 2 310単位

ロ～ホ （略）

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（１日につき）

(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 616単位

ii 要支援 2 765単位

b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 616単位

ii 要支援 2 765単位

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費

a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)

i 要支援 1 641単位

ii 要支援 2 779単位

b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)

i 要支援 1 641単位

ii 要支援 2 779単位

注 1～11 （略）

(7) （略）

(8) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理（１日につき） 511単位

注 1・2 （略）

ロ （略）

(9)～(12) （略）

(新設)

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要支援 1 180単位

(2) 要支援 2 309単位

ロ～ホ （略）

ハ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	(新設)
9 (略)	9 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十二条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の１部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 473単位 b 要支援 2 523単位 (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a 要支援 1 495単位 b 要支援 2 548単位 (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 a 要支援 1 738単位 b 要支援 2 824単位 (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 a 要支援 1 757単位 b 要支援 2 846単位 (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 a 要支援 1 856単位 b 要支援 2 956単位 (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 a 要支援 1 883単位 b 要支援 2 986単位 (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 427単位 b 要支援 2 474単位	別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 471単位 b 要支援 2 521単位 (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 a 要支援 1 493単位 b 要支援 2 546単位 (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 a 要支援 1 735単位 b 要支援 2 821単位 (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 a 要支援 1 754単位 b 要支援 2 842単位 (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 a 要支援 1 852単位 b 要支援 2 952単位 (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 a 要支援 1 879単位 b 要支援 2 982単位 (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 a 要支援 1 425単位 b 要支援 2 472単位

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>447単位</u>
b 要支援2	<u>496単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>664単位</u>
b 要支援2	<u>740単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>681単位</u>
b 要支援2	<u>759単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>769単位</u>
b 要支援2	<u>859単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>794単位</u>
b 要支援2	<u>886単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>246単位</u>
(二) 要支援2	<u>260単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>258単位</u>
(二) 要支援2	<u>272単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>411単位</u>
(二) 要支援2	<u>434単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>422単位</u>
(二) 要支援2	<u>445単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>482単位</u>
(二) 要支援2	<u>510単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>498単位</u>
(二) 要支援2	<u>526単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
a 要支援1	<u>445単位</u>
b 要支援2	<u>494単位</u>
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
a 要支援1	<u>661単位</u>
b 要支援2	<u>737単位</u>
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
a 要支援1	<u>678単位</u>
b 要支援2	<u>756単位</u>
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
a 要支援1	<u>766単位</u>
b 要支援2	<u>855単位</u>
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
a 要支援1	<u>791単位</u>
b 要支援2	<u>882単位</u>
□ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅲ)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>245単位</u>
(二) 要支援2	<u>259単位</u>
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>257単位</u>
(二) 要支援2	<u>271単位</u>
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>409単位</u>
(二) 要支援2	<u>432単位</u>
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>420単位</u>
(二) 要支援2	<u>443単位</u>
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>480単位</u>
(二) 要支援2	<u>508単位</u>
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 要支援1	<u>496単位</u>
(二) 要支援2	<u>524単位</u>
注1～13 (略)	
ハ・ニ (略)	

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

（一）要支援1 3,418単位

（二）要支援2 6,908単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,080単位

（二）要支援2 6,224単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 421単位

(2) 要支援2 526単位

注1～7 （略）

ハ～リ （略）

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 757単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ) 745単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 785単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ) 773単位

注1～6 （略）

（新設）

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合

（一）要支援1 3,403単位

（二）要支援2 6,877単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

（一）要支援1 3,066単位

（二）要支援2 6,196単位

ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）

(1) 要支援1 419単位

(2) 要支援2 524単位

注1～7 （略）

ハ～リ （略）

（新設）

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(I) 755単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ) 743単位

ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(I) 783単位

(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ) 771単位

注1～6 （略）

ハ～ヌ (略)	介護職員等特定処遇改善加算
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 相当する単位数
(2)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 相当する単位数

ハ～ヌ (略) (新設)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ イからリまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
-----------------	---

(指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第十三条 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
介護予防支援費	イ 介護予防支援費（1月につき）	介護予防支援費	イ 介護予防支援費（1月につき）
	注1・2 (略)		注1・2 (略)
	ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)

(厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数の一部改正)

第十四条 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	
イ (略)		イ (略)	
ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。		ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。	
(1) 要介護一	一万六千二百九十四単位	(1) 要介護一	一万六千二百三十三単位
(2) 要介護二	一万八千三百一十単位	(2) 要介護二	一万八千四百四十九単位
(3) 要介護三	二万三千九十八単位	(3) 要介護三	二万二千四百六十六単位
(4) 要介護四	二万二千三百四十四単位	(4) 要介護四	二万二千二百九十二単位
(5) 要介護五	二万四千四百四十二単位	(5) 要介護五	二万四千二百五十九単位
二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	
イ (略)		イ (略)	
ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。		ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注1の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。	
(1) 要支援一	五千三十二単位	(1) 要支援一	五千三十三単位
(2) 要支援二	一万五百三十一単位	(2) 要支援二	一万四百七十三単位

別表第一 1 (略) 2 訪問介護 イ 身体介護が中心である場合 (1) (略) (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>261単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>559単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 218単位 (4) 所要時間1時間15分以上の場合 <u>261単位</u> ハ (略) 3～10 (略) 別表第二 1 (略) 2 指定訪問介護(1月につき) 利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>1,054単位</u> (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>2,108単位</u> (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。) <u>3,344単位</u> 3 指定通所介護(1月につき) 利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 要支援1 <u>1,489単位</u> (2) 要支援2 <u>3,053単位</u> 4～11 (略)	別表第一 1 (略) 2 訪問介護 イ 身体介護が中心である場合 (1) (略) (2) 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 (3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 <u>260単位</u>に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>557単位</u>に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1)・(2) (略) (3) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 (4) 所要時間1時間15分以上の場合 <u>260単位</u> ハ (略) 3～10 (略) 別表第二 1 (略) 2 指定訪問介護(1月につき) 利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者(指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>1,051単位</u> (2) 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 <u>2,102単位</u> (3) (2)に掲げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。) <u>3,334単位</u> 3 指定通所介護(1月につき) 利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第5号イ(2)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 (1) 要支援1 <u>1,482単位</u> (2) 要支援2 <u>3,039単位</u> 4～11 (略)
---	---

(厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の一部改正)

第十五条 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平成十八年厚生労働省令第112(六十三号)の1部を次の表のよつに改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表	別表
1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき) <u>1,013単位</u>	1 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき) <u>1,009単位</u>
注 (略)	注 (略)

第十六条 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略）	379単位
3 随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） 注（略）	578単位
4 随時訪問サービス費Ⅲ（1回につき） 注（略）	778単位
2 定期巡回サービス費（1回につき） 注（略）	378単位
3 随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） 注（略）	576単位
4 随時訪問サービス費Ⅲ（1回につき） 注（略）	775単位

改	正	後	改	正	前
（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）					
一、四（略）					
四の二 訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準					
イ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。					
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。					
（一）介護福祉士であつて、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。					
(二) 指定訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。					
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。					
(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。					
(2) 当該指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。					
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。					
(4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。					

（傍線部分は改正部分）

- (5) 訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していること。
- (6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 五・六 (略)
- 六の二 訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 指定訪問入浴介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定訪問入浴介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イを算定していること。

五・六
(新設)
(略)

(6) 訪問入浴介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	七〇二十二 (略)	二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準	イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(1) (略)	(2) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。	ロ・ハ (略)	二十四 (略)	二十四の二 通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	二十四の三 (略)	二十五〇三十四 (略)	三十四の二 通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	三十四の三・三十四の四 (略)	三十五〇三十九 (略)	三十九の二 短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	三十九の三 (略)	四十・四十一 (略)	四十一の二 短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	第六号の二の規定を準用する。	四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準	イ・ロ (略)	四十二の二〇四十四 (略)	四十二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く)、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く)、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く)、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準	イ・ロ (略)	四十二の二〇四十四 (略)	三十九の二 (略)	四十・四十一 (略)	(新設)	三十四の二・三十四の三 (略)	三十五〇三十九 (略)	(新設)	二十四の二 (略)	二十五〇三十四 (略)	(新設)	二十四 (略)	ロ・ハ (略)	(新設)	二十三 通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準	イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(1) (略)	(2) 通所介護費等算定方法第一号イ及びハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
---	--	---	--	------------------	-------------------------------------	--	----------------	---	----------------	----------------	--	-----------------------	------------------	--------------------	---	-----------------------	------------------------	--------------------	--	-----------------------	------------------	-------------------	--	-----------------------	--	----------------	----------------------	---	----------------	----------------------	------------------	-------------------	-------------	------------------------	--------------------	-------------	------------------	--------------------	-------------	----------------	----------------	-------------	-------------------------------------	--	----------------	---

四十四の二 特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定特定施設入居者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注5の入居継続支援加算又は特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。

(6) 特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

四十五、四十八 (略)

四十八の二 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(Ⅰ) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(二) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)のいずれかを算定していること。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四十五、四十八 (略)
(新設)

四十九〇五十一 (略)	五十一の二 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
第四十八号の二の規定を準用する。	
五十一の三 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の五イにおいて同じ。)で二以上確保していること。	
ロ・ハ (略)	
五十一の四〇五十一の九 (略)	
五十一の十 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第四十八号の二の規定を準用する。	
五十二・五十三 (略)	
五十三の二 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第四十八号の二の規定を準用する。	
五十四〇五十八 (略)	
五十八の二 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第四十八号の二の規定を準用する。	
五十八の三・五十八の四 (略)	
五十九・六十 (略)	
六十の二 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第四十八号の二の規定を準用する。	
六十の三 (略)	
六十一・六十二 (略)	
六十二の二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	
(二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。	
(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。	
(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	
四十九〇五十一 (略)	
(新設)	
五十一の二 地域密着型通所介護費における中重度者ケア体制加算の基準	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
イ 指定地域密着型サービス基準第二十条第一項第二号又は第三号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。第五十一号の四イにおいて同じ。)で二以上確保していること。	
ロ・ハ (略)	
五十一の三〇五十一の八 (略)	
(新設)	
五十二・五十三 (略)	
(新設)	
五十四〇五十八 (略)	
(新設)	
五十八の二・五十八の三 (略)	
五十九・六十 (略)	
(新設)	
六十の二 (略)	
六十一・六十二 (略)	
(新設)	

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

(4) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(イ)のいずれかを算定していること。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準 指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項及び第六項又は第百六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。

六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第十八号の規定を準用する。

六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

イ ホ (略)

六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における身体拘束廃止未実施減算の基準 指定地域密着型サービス基準第百三十七条第五項及び第六項又は第百六十二条第七項及び第八項に規定する基準に適合していないこと。

六十四 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける若年性認知症入所者受入加算の基準

第十八号の規定を準用する。

六十五 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける栄養マネジメント加算の基準

イ ホ (略)

六十五の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおける再入所時栄養連携加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける低栄養リスク改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における口腔衛生管理体制加算の基準

イ ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理加算の基準
前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ ニ (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。

七十三の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準

イ 介護職員等特定処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

六十六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口移行加算の基準
通所介護費等算定方法第十号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六十七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける経口維持加算の基準

イ ホ (略)

六十八 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ ロ (略)

六十九 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスにおける口腔衛生管理加算の基準
前号の規定を準用する。

七十 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ ロ (略)

七十一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準
在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

七十一の二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスにおける褥瘡マネジメント加算の基準

イ ニ (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護におけるサービス提供体制強化加算の基準

第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十号」と読み替えるものとする。

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員処遇改善加算の基準
第四十八号の規定を準用する。

(新設)

- (二) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(Ⅱ)又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)イのいずれかを算定していること。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 七十四～八十一 (略)
- 八十一の二 複合型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準
- 第四十八号の二の規定を準用する。
- 八十二～八十八 (略)
- 八十八の二 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準
- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- 七十四～八十一 (略)
- (新設)
- 八十二～八十八 (略)
- (新設)

(二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。	
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。	
(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	
(2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	
(4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	
(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(I)若しくは(II)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)のいずれかを算定していること。	
(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	
(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	
(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
八十九～九十四 (略)	
九十四の二 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第六号の二の規定を準用する。	
九十五～九十九 (略)	
九十九の二 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第六号の二の規定を準用する。	
百～百の三 (略)	
百の四 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準	
第六号の二の規定を準用する。	
百一・百二 (略)	

八十九～九十四 (略)

(新設)

九十五～九十九 (略)

(新設)

百～百の三 (略)

(新設)

百一・百二 (略)

百二の二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の二の規定を準用する。 百三〇百十四 (略)	(新設) 百三〇百十四 (略)
百十四の二 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の二の規定を準用する。 百十四の三 (略)	(新設) 百十四の二 (略)
百十五〇百十七 (略)	百十五〇百十七 (略)
百十七の二 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の二の規定を準用する。 百十七の三 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の三の規定を準用する。 百十八・百十九 (略)	百十七の二 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護における在宅復帰・在宅療養支援機能加算の基準 第三十九号の二の規定を準用する。 百十八・百十九 (略)
百十九の二 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の二の規定を準用する。 百十九の三・百十九の四 (略)	百十九の二・百十九の三 (略)
百二十〇百二十一 (略)	百二十〇百二十一 (略)
百二十一の二 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第六号の二の規定を準用する。 百二十一の三 (略)	(新設) 百二十一の二 (略)
百二十二・百二十三 (略)	百二十二・百二十三 (略)
百二十三の二 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の二の規定を準用する。 百二十四〇百二十七 (略)	(新設) 百二十四〇百二十七 (略)
百二十七の二 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の二の規定を準用する。 百二十七の三 (略)	(新設) 百二十七の二 (略)
百二十七の四 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の四の規定を準用する。 百二十八・百二十九 (略)	百二十七の三 介護予防認知症対応型共同生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準 第五十八号の三の規定を準用する。 百二十八・百二十九 (略)
百二十九の二 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 第四十八号の二の規定を準用する。	(新設) 百二十八・百二十九 (略)